

第2次古賀市男女共同参画計画 後期実施計画

平成29年度～平成33年度



みんなが主役！
つながろう、笑顔で
いきいきと輝くまち

古賀市

はじめに



性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化等の社会情勢の急速な変化に対応できる活力ある社会を築くために大変重要です。平成 28（2016）年 4 月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行され、県でも「仕事と生活の両立を実現し、女性がいいきと活躍できる社会」を大目標の一つとしています。

古賀市では、平成 15（2003）年に「古賀市男女共同参画計画」を策定、平成 17（2005）年には「古賀市男女平等をめざす基本条例」を施行し、男女共同参画社会の実現に向けて取組を推進してきました。また、平成 23（2011）年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく計画内容を含めて「第 2 次古賀市男女共同参画計画」を策定し、さまざまな施策や事業を展開してまいりました。

平成 28（2016）年度で第 2 次古賀市男女共同参画計画の前期 5 年間の実施計画が終了するにあたり、平成 27（2015）年度に実施した「古賀市男女共同参画に関する市民及び事業所意識調査」の結果を踏まえ「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく計画内容を含めて、後期 5 年間の実施計画を策定しました。

男女共同参画社会の実現は、行政はもちろんのこと、市民や団体、事業所等の皆様が、家庭・地域・学校・職場等あらゆる場において課題を認識し、解決に向けて取り組んでいくことが必要です。また、本計画のもと、皆様と共働や連携を行いながら男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提案をいただきました古賀市男女共同参画審議会の委員の皆様、市民や関係団体の皆様、ご協力いただきました多くの方々に心より感謝申し上げます。

平成 29 年 3 月

古賀市長 **中村 隆象**

目次

第1章 計画策定の経緯と趣旨

1. 計画策定の経緯	1
(1) 世界の取組	1
(2) 国の取組	1
(3) 福岡県の取組	2
(4) 古賀市の取組	3
2. 計画の趣旨	4
(1) 計画の基本理念、目的	4
(2) 計画の基本目標	4
(3) 計画の位置づけ	4
(4) 計画の期間	5
3. 基本目標と施策の体系	6

第2章 基本方向と基本施策

基本目標Ⅰ 男女平等意識の向上	7
基本方向1 男女平等意識の形成	7
基本方向2 男女平等教育の促進、充実	11
基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の実現	15
基本方向1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	15
基本方向2 就労の場における男女共同参画と女性活躍の促進	21
基本方向3 家庭生活、地域活動等における男女共同参画の促進	26
基本方向4 国際的視野に立った男女共同参画の推進	31
基本目標Ⅲ 男女の自立と社会参画に向けた環境整備	32
基本方向1 ワーク・ライフ・バランスの確立と社会参画への支援	32
基本方向2 生涯を通じた健康管理への支援	38
基本目標Ⅳ 女性への暴力根絶	41
基本方向1 女性への暴力根絶と被害者支援	41

目次

計画の推進	47
(1) 市内推進体制の機能強化	48
(2) 市民団体等との共働及び事業所との連携	48
(3) 計画の見直し	49
(4) 制度に対する苦情の申し出	49
(5) 古賀市男女共同参画に関する推進体制	50

参考資料

1. 国際婦人年以降の国内外の主な動き	51
2. 男女共同参画社会基本法	53
3. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	56
4. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	64
5. 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	70
6. 福岡県男女共同参画推進条例	75
7. 古賀市男女平等をめざす基本条例	78
8. 古賀市男女共同参画行政推進本部設置規程	81
9. 古賀市男女共同参画リーダー養成事業補助金交付要綱	83
10. 古賀市男女共同参画審議会への諮問書	84
11. 古賀市男女共同参画審議会からの答申書	85
12. 平成28年度古賀市男女共同参画審議会審議経過	86
13. 古賀市男女共同参画審議会委員名簿	87
14. 用語解説	88

(本文中の「※」については法令または用語解説をご参照ください。)

第1章 計画策定の経緯と趣旨

第1章 計画策定の経緯と趣旨

1. 計画策定の経緯

(1) 世界の取組

国際連合は、世界的に女性の地位向上を図る目的で、昭和50(1975)年を「国際婦人年」と決めました。また、同年開催された「国際婦人年世界会議」では、女性の自立と地位向上を目指して各国の取り組むべき指針となる「世界行動計画」を採択し、「平等、開発、平和」を目標に10年間にわたる活動指針が示されました。

昭和54(1979)年、第34回国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」※(以下「女子差別撤廃条約」という。)が採択されました。この条約は、固定的な性別役割分担意識の変革を中心理念としており、世界の男女平等政策の基盤となりました。

平成5(1993)年の国連総会において、「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択されました。平成7(1995)年北京で開催された「第4回世界女性会議」では、「北京宣言及び行動綱領」が採択され、女性の権利すなわち人権をうたった「北京宣言」は、21世紀に向けた女性政策の国際的な指針と位置づけられました。その後5年ごとに国連の「女性の地位委員会(CSW)」において「北京宣言及び行動綱領」の実施状況についての検証が行われてきました。

平成23(2011)年に、国連の既存のジェンダー関連4機関が統合され「ジェンダー平等と女性のエンパワーメント※のための国連機関(UN Women)」が発足しました。「UN Women」は、世界、地域、国レベルでのジェンダー平等とエンパワーメントに向けた活動をリード、支援、統合する役割を果たすもので、我が国は初代執行理事国となっています。

平成27(2015)年は、「北京宣言及び行動綱領」が採択されて20周年を迎え、国連では「北京+20」記念会合として、第59回国連婦人の地位委員会(CSW)を開催し、これまでの各国の取組状況に関して実態を把握するとともに、世界に向けて広報や啓発等の活動を行いました。

(2) 国の取組

国際的な取組に連動して、我が国においても女性の地位向上と男女共同参画の取組が進められてきました。昭和52(1977)年には「国内行動計画」が策定され、今後10年間の女性政策への取組が明らかにされました。昭和59(1984)年には、「国籍法」及び「戸籍法」が改正され、昭和60(1985)年には、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(以下「男女雇用機会均等法」という。)が制定されるなど、男女平等に関する法律・制度面を整備し、同年「女子差別撤廃条約」が批准されました。

さらに、平成6(1994)年には、国内本部機構の充実強化を図るため「男女共同参画推進本部」、「男女共同参画室」、内閣総理大臣の諮問機関としての「男女共同参画審議会」が設置されました。

平成11(1999)年6月には、「男女共同参画社会基本法」※(以下「基本法」という。)が制定され、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけました。「基本法」を踏まえ、平成12(2000)年には、男女共同参画社会実現に向けての基本的方向と具体的施策を体系化した「男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

平成13(2001)年には、内閣府に「男女共同参画局」が設置されて推進体制が強化されました。同年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」※(以下「配偶者暴力防止法」という。)が制定され、その後改正を重ね、都道府県による基本計画の策定が義務づけられ、さらには、市町村においても努力義務となりました。平成25(2013)年には、ストーカー行為規制法と合わせて法改正し、恋人間で起きる暴力にも対応できるようになりました。

平成17(2005)年に策定された「第2次男女共同参画基本計画」では、「2020年までに、社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になるよう期待し、各分野における取組を促進する」いわゆる「202030」※の取組が掲げられました。

平成23(2011)年の東日本大震災の体験を経て、平成27(2015)年に第3回国連防災世界会議が仙台で開催され、会議で策定された国際的な防災の枠組「仙台防災枠組」には、女性のリーダーシップの重要性などが盛り込まれました。

平成27(2015)年8月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)が成立し、雇用主としての民間企業等及び国・地方公共団体は、女性の採用比率や管理職比率の数値目標を盛り込んだ事業主行動計画を策定することが定められました。同年12月に「第4次男女共同参画基本計画」(以下「国の第4次基本計画」という。)が策定され、職場、地域、家庭などあらゆる場面における施策を充実することになりました。

しかしながら、平成28(2016)年に国連の「女子に対する差別の撤廃に関する委員会」(以下「女子差別撤廃委員会」という。)から日本に対し、政策的取組が不十分であるとの勧告がなされ、多くの課題が指摘されています。

(3) 福岡県の取組

政府の取組に連動して、昭和53(1978)年、庁内組織の「福岡県婦人関係行政推進会議」と民間有識者で構成する「福岡県婦人問題懇話会」が設置され、昭和54(1979)年女性関係行政の総合窓口として「婦人対策室」が設置されました。平成3(1991)年には女性政策課へ、平成13(2001)年には男女共同参画推進課へと組織改正され、推進体制が強化されてきました。

平成8(1996)年に開館した福岡県女性総合センター「あすばる」は、平成15(2003)年福岡県男女共同参画センターへ名称変更し、男女共同参画を進める拠点として現在も活動しています。

平成13(2001)年に、「福岡県男女共同参画推進条例」※が公布施行されました。平成14(2002)年に策定された「福岡県男女共同参画計画」はその後改定を重ね、平成27(2015)年にはこれまでの施策をより実効性を高めて推進するために「第4次福岡県男女共同参画計画」が策定されました。

平成23(2011)年に「第2次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本

計画」、平成28(2016)年に第3次計画が策定され、「DV相談窓口を設置した市町村の数」など成果指標を初めて設定して有効性の向上を目指しています。また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成26(2014)年施行)など被害者支援に関する新しい法律と整合する体制の整備を進めることとしています。同年、被害者の総合的な支援が一か所で実施できる、ワンストップセンターとして、「性暴力被害者支援センター・ふくおか」が開設されました。

(4) 古賀市の取組

本市では、平成8(1996)年、「女性問題懇話会準備会」を経て、平成10(1998)年に設置した「古賀市女性問題懇話会」において、調査研究した結果を平成11(1999)年3月に「①女性の人権を大切にすまちは、②女性の声を生かせるまちは、③女性が安心して暮らせるまちは」の3つの柱を基本提言とする活動報告にまとめました。

同年4月、男女共同参画施策の総合的推進を図るため、総務部企画課に「女性政策係」を設置し、10月には「男女共同参画社会に関する市民意識調査」を実施しました。

平成12(2000)年4月、「古賀市女性問題懇話会」は有識者を加え「古賀市男女共同参画推進懇話会」に名称変更し、平成13(2001)年3月に「男女共同参画社会の実現に向けての提言書」が市長に提出されました。この提言を受け、同年5月男女共同参画社会の確立を目的とした「古賀市男女共同参画計画」を策定しました。平成15(2003)年4月、「かすや地区女性ホットライン」を開設しました(現在は「こが女性ホットライン」担当:子育て支援課)。また、同年5月、市長を本部長とする「古賀市男女共同参画行政推進本部設置規程」(以下「推進本部規程」という。)を公布し、市民ボランティアの運営協力によるセミナーやつどいの開催を進め啓発体制を強化してきました。

この間、福岡県女性海外研修事業「女性研修の翼」(平成11(1999)年度から)、及び「日本女性会議」(平成13(2001)年度から)への市民参加を促し、リーダー養成のための補助金制度を実施しています。平成17(2005)年4月「古賀市男女平等をめざす基本条例」(以下「男女平等基本条例」という。)を施行し、古賀市における男女共同参画推進の基本となる条例を整備しました。平成19(2007)年4月、「古賀市男女共同参画計画後期実施計画」を策定、平成23(2011)年4月には「第2次古賀市男女共同参画計画」を策定しました。

平成26(2014)年に、女性の活躍推進宣言を行い、女性の登用も推進してきましたが、平成27(2015)年度に実施した「古賀市男女共同参画に関する市民及び事業所意識調査」(以下「市民・事業所意識調査」という。)の結果からは、依然として性別による固定的な役割分担意識などが多く残っているなど、男女共同参画についての理解が進んでいない状況がみられました。

平成29(2017)年4月策定の「第2次古賀市男女共同参画計画後期実施計画」では、市民・事業所意識調査の結果を基に、平成28(2016)年4月に施行された女性活躍推進法に基づく取組も含め、男女共同参画社会の実現に向けた取組を定めています。

2. 計画の趣旨

(1) 計画の基本理念、目的

この計画を推進するための基本理念、目的は以下のとおりです。

基本理念 「人権の確立と両性の平等」

目 的 「男女共同参画社会の確立」

(2) 計画の基本目標

この計画の基本理念、目的を達成するための基本目標は以下の4つです。

I 男女平等意識の向上

II あらゆる分野における男女共同参画の実現

III 男女の自立と社会参画に向けた環境整備

IV 女性への暴力根絶

(3) 計画の位置づけ

- ア. この計画は、「日本国憲法」の精神を基に定められた「基本法」「配偶者暴力防止法」及び「女性活躍推進法」に基づく計画です。「配偶者暴力防止法」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として、本計画の「基本目標IV 女性への暴力根絶」の「基本施策(1) 配偶者等からの暴力根絶に向けた取組」を位置づけます。また、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく市町村推進計画として、本計画の「基本目標II あらゆる分野における男女共同参画の実現」の「基本方向2 就労の場における男女共同参画と女性活躍の促進」を位置づけます。
- イ. この計画は、上記アに加えて、「男女平等基本条例」に基づく計画であり、「第4次古賀市総合振興計画」との整合性を図りながら、女性問題の解決と男女共同参画社会実現を目指す施策の基本的方向を示し、施策を体系化・具体化しています。
- ウ. この計画は、古賀市がこれまで実施してきた市民・事業所意識調査等の結果を分析して、「男女共同参画審議会」の答申を尊重し策定しています。
- エ. この計画は、市民、地域、事業所、各種団体の協力・連携のもと、「古賀市男女共同参画行政推進本部」を中心に行政の総力を挙げて推進を図ります。

「基本法」は、男女共同参画社会を「男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義し、その実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けるとともに、五つの基本理念（基本法第3条から第7条）を定め、国、地方自治体及び国民の責務を明らかにしています。

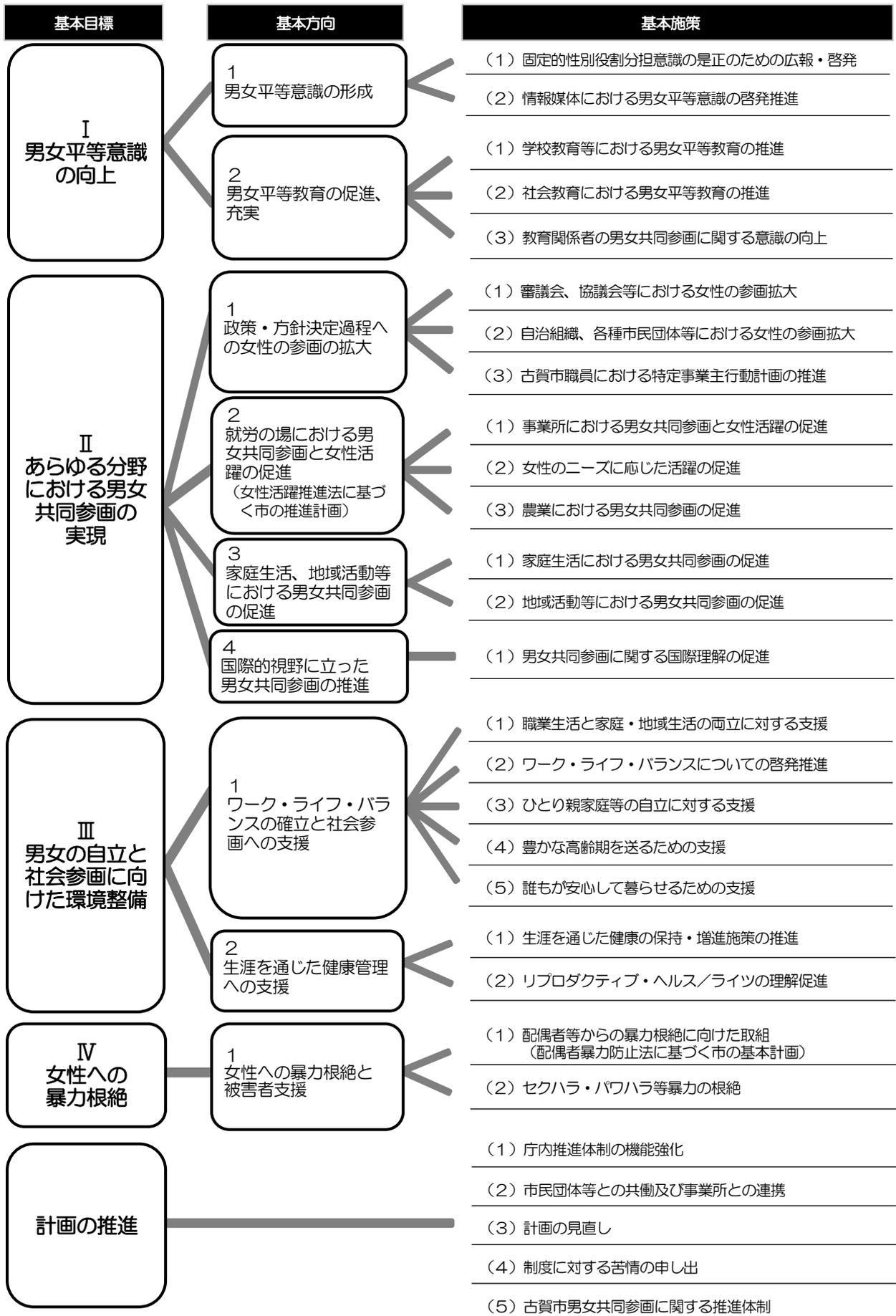
(4) 計画の期間

この計画の期間は、平成24（2012）年度から平成33（2021）年度までの10年間としています。なお、基本施策については、中間年で点検・見直し作業を行うこととしています。

平成28（2016）年度は策定から5年を経過し計画の中間年にあたります。社会情勢の変化や様々な関連法の改正・施行に対応し、今後5年間の施策の実効性をいっそう高めるため、計画の見直しを行いました。



3. 基本目標と施策の体系



第2章 基本方向と基本施策

第2章 基本方向と基本施策

基本目標 I

男女平等意識の 向上

日本国憲法に男女の人権の尊重、平等の理念がうたわれており、さらに、「基本法」には、男女が性別による差別的取り扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることがうたわれています。しかしながら、平成 27（2015）年末に策定された国の第4次基本計画では、今なお「人々の意識の中に形成された役割分担意識、性差に対する偏見の解消や人権尊重を基盤とした男女平等感の形成などが大きな課題」であることが指摘されています。

「男は仕事、女は家庭を守る」といった固定的性別役割分担意識※は、性別に関する偏見を生み出し、社会の制度や慣行に反映されると、主体的な人生の選択が男性や女性という理由で困難になったり、能力の発揮を阻むことにつながります。「男だから」「女だから」という性別により固定的に役割を区別する意識を解消し、男女平等意識の形成に向けて、学校、家庭、地域などのあらゆる機会を通して、教育や啓発活動が必要です。

「男は仕事、女は家庭を守る」といった固定的性別役割分担意識※は、性別に関する偏見を生み出し、社会の制度や慣行に反映されると、主体的な人生の選択が男性や女性という理由で困難になったり、能力の発揮を阻むことにつながります。「男だから」「女だから」という性別により固定的に役割を区別する意識を解消し、男女平等意識の形成に向けて、学校、家庭、地域などのあらゆる機会を通して、教育や啓発活動が必要です。

【 基本方向 1 男女平等意識の形成 】

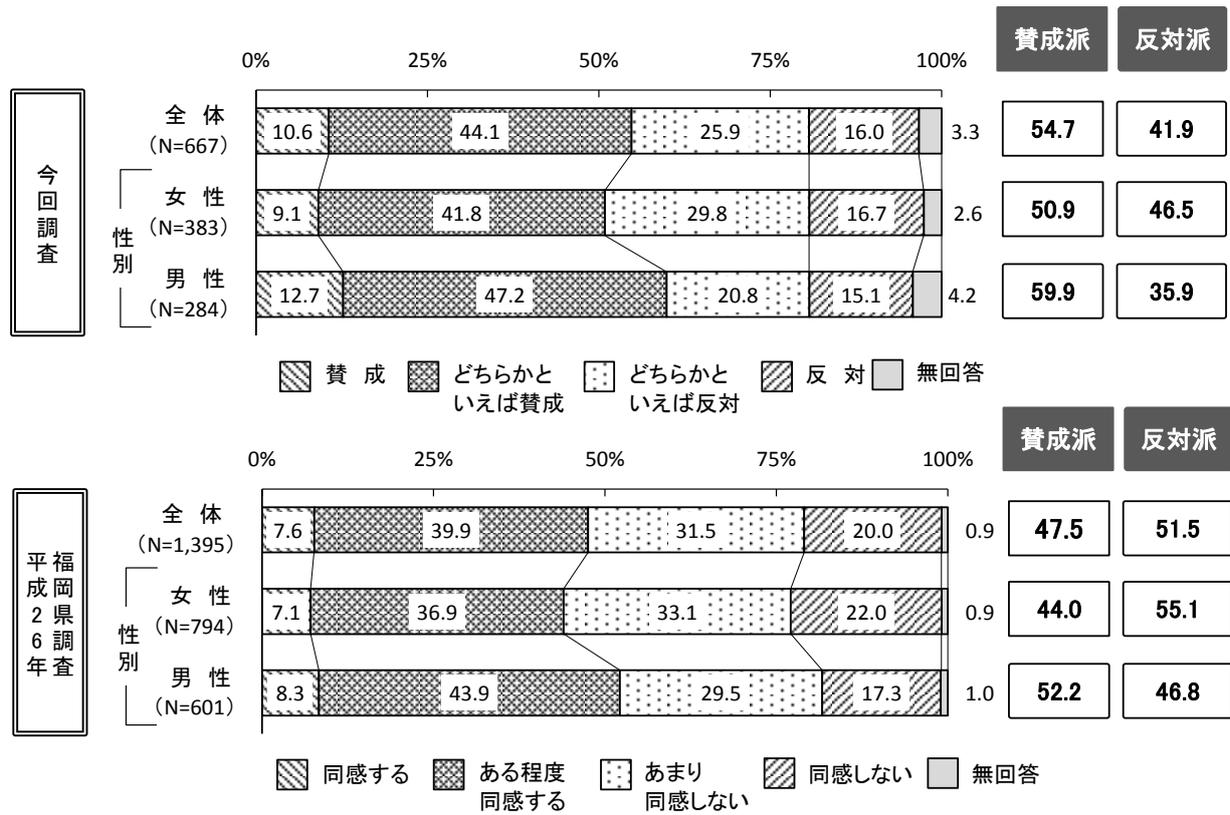
現状と課題

市民・事業所意識調査では、「男は仕事、女は家庭を守る」といった、固定的性別役割分担意識については『賛成派』（「賛成」「どちらかといえば賛成」）が 54.7%、『反対派』（「反対」「どちらかといえば反対」）が 41.9%と、『賛成派』が『反対派』を 12.8 ポイント上回っています。特に男性の『賛成派』は 59.9%と女性よりも 9 ポイント高く、固定的性別役割分担意識は男性の方が根強いといえます。

一方で、「地域のしきたりや習慣」における男女の地位については、「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた『男性優遇』の回答は、女性は 61.9%で男性も 57.4%と高く、男性においても地域における女性への不平等を感じる人は多くいることが分かります。

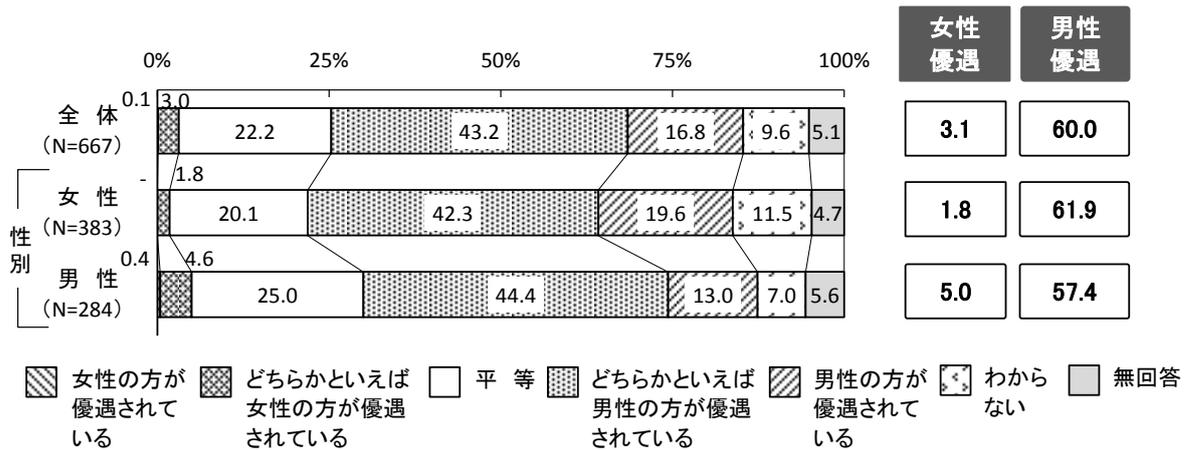
本市では、市民と共働して「男女共同参画フォーラム」や「男女共同参画セミナー」を開催しています。また、広報紙やホームページで、固定的性別役割分担の解消に向けて、啓発を進めています。市の刊行する出版物に対しては「表現のガイドライン」を作成しており、固定的性別役割分担にとらわれない表現とするよう注意を喚起するとともに、職員研修に活用しています。今後は、これらの取組を充実するとともに、市民一人ひとりの意識改革のため、出前講座等を活用し、地域へ出向き、身近な出来事をテーマにした寸劇・朗読劇等、効果的・積極的な啓発活動を実施していく必要があります。

■図表1 固定的性別役割分担意識 [全体、性別]



資料：平成27年度「古賀市男女共同参画に関する市民及び事業所意識調査」
平成26年「福岡県男女共同参画社会に向けての意識調査」

■図表2 「地域のしきたりや習慣」における男女の地位の平等感 [全体、性別]



資料：平成27年度「古賀市男女共同参画に関する市民及び事業所意識調査」

基本施策（１） 固定的性別役割分担意識の是正のための広報・啓発

固定的性別役割分担意識を是正するためのセミナー、講演会を開催するとともに、男女共同参画が身近なものとして捉えられるように、地域などに出向く出前講座を実施します。市が情報を発信する広報紙やホームページなど多様な媒体を利用して、よりわかりやすい広報や啓発活動を行っていきます。

No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	実施 区分	担当課
1	学習会や研修会の実施	○男女共同参画週間事業、セミナーを開催します。	A	コミュニティ 推進課
2	地域や団体での出前講座の実施	○地域や団体での出前講座を実施し、意識の是正を図ります。	A	コミュニティ 推進課
3	市の広報紙、行事予定表、ホームページ、情報誌等による情報提供	○特集を組む等、定期的に記事を掲載します。 ○ホームページの掲載内容等を工夫します。 ○情報誌の発行により、意識の是正を効果的に進めます。	A	コミュニティ 推進課 経営企画課 人権センター

A：継続・拡充するもの

B：新たに定めたもの

基本施策（２） 情報媒体における男女平等意識の啓発推進

市が刊行する出版物においては、「表現のガイドライン」を活用して男女の平等な表現に配慮し、行政の姿勢を示すとともに市民への啓発の機会とします。また、目覚ましく情報技術が進展していく一方、慣習や慣行に根差した情報も多く流出している状況を踏まえて、教育の場では、主体的に情報を収集し、読み解く力、いわゆるメディアリテラシー※を身につけることを目指します。

No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	実施 区分	担当課
4	市の出版物等への男女平等の視点に配慮した表現の徹底	○写真、イラスト、文章等において「表現のガイドライン」を使用し、男女平等の視点に配慮した表現を徹底します。	A	コミュニティ 推進課 経営企画課 関係各課
5	メディアリテラシー（情報を読み解く力）の育成	○講演や広報等を通じメディア社会に積極的に参画する能力を涵養します。 ○学校教育、社会教育を通じて、情報を主体的に収集、判断できる能力、情報化の進展に主体的に対応できる能力の育成に努めます。	A	コミュニティ 推進課 学校教育課 生涯学習推進課

A：継続・拡充するもの

B：新たに定めたもの

◆活動指標・成果指標◆

No.	活動指標・成果指標	現状 (平成27年度)	目標 (平成33年度)
①	男女共同参画に関する記事の掲載回数	10回	10回以上
②	男女共同参画啓発事業開催数	10回	12回
③	男女共同参画啓発事業参加者数	962人	1000人

【基本方向 2 男女平等教育の促進、充実】

現状と課題

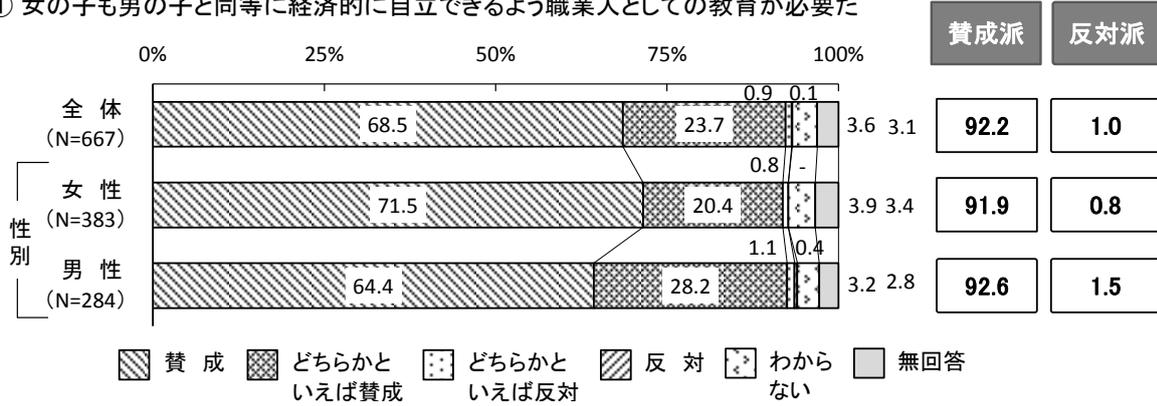
市民・事業所意識調査によると、「女の子も男の子と同等に経済的に自立できるような教育が必要」「男の子も女の子も炊事・掃除・洗濯など、生活に必要な技術を身につけさせる方がよい」は、ともに『賛成派』（「賛成」「どちらかといえば賛成」）は9割以上となっています。子どもの育て方は、基本的には固定的性別役割分担意識を解消する方向に進んでいるようですが、積極的な「賛成」のみをみると、男の子の生活自立については、女性は63.2%、男性は46.5%と、女の子の経済的自立（女性71.5%、男性64.4%）よりも低く、男性の方がより低い傾向にあります。また、実際の家庭生活では日常の炊事・掃除・洗濯も女性の8割前後が担っていました。家庭内の固定的性別役割分担の状況を目の当たりにする子どもには、現実からの影響が大きいことが懸念されます。

子どもがそれぞれの個性と能力をのばし、主体的に進路を選択する能力・態度を身につけるためには、男女共同参画の視点を踏まえた教育を進め、子どもの男女平等意識を高めなければなりません。学校においては教科教育だけでなく、清掃や給食、行事など教科外活動の指導においても男女平等に配慮する必要があります。家庭や地域、学校など子どもの周りにいる大人が、男女共同参画の理念を理解することが求められます。特に、学校教育や社会教育に携わる人は、社会的性別（ジェンダー）※に縛られずに個性を尊重する重要性を踏まえて、教育を実施しなければなりません。

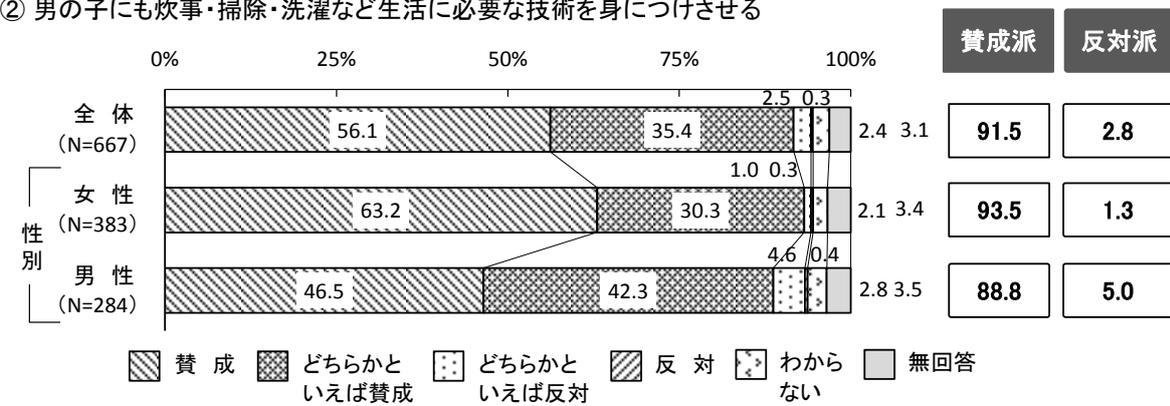
市内の小・中学校では、副読本も活用して男女平等教育を実施しています。また、小中高等学校と協力して、子どもたちから男女共同参画をテーマとした「標語（一行詩）」を公募しており、子どもたちのみならず教職員への啓発の機会ととらえています。これらの取組を継続し、固定的性別役割分担にとらわれない意識を醸成していくことが重要です。

■図表3 子どものしつけや教育について [全体、性別]

① 女の子も男の子と同等に経済的に自立できるよう職業人としての教育が必要だ



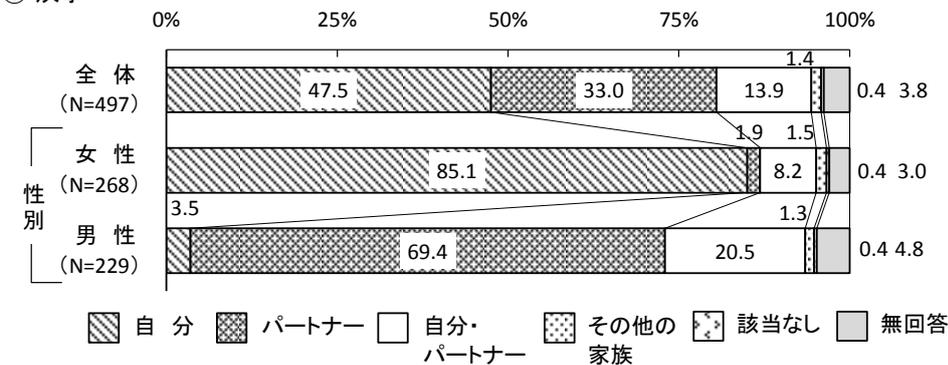
② 男の子にも炊事・掃除・洗濯など生活に必要な技術を身につけさせる



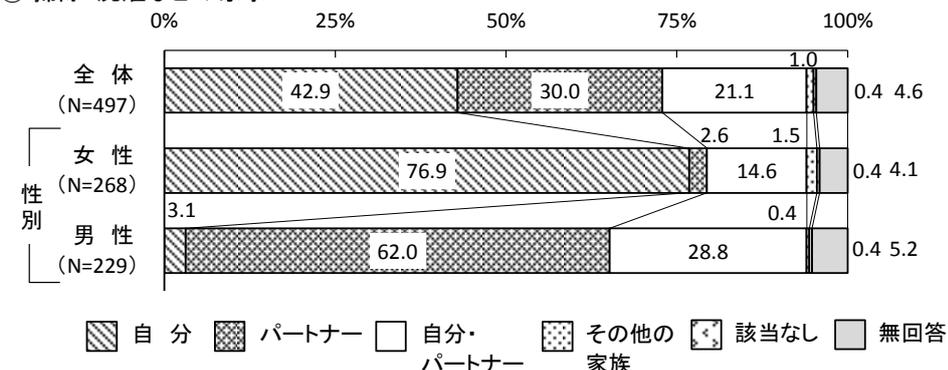
資料：平成27年度「古賀市男女共同参画に関する市民及び事業所意識調査」

■図表4 家庭内の役割分担の状況 [全体、性別]

① 炊事



② 掃除・洗濯などの家事



資料：平成27年度「古賀市男女共同参画に関する市民及び事業所意識調査」

基本施策（１） 学校教育等における男女平等教育の推進

子どもの発達段階に応じて、性別にとらわれることなく個性が尊重され、男女平等の意識を醸成する教育を実施していきます。全ての人の権利や命を大切にする心を育むとともに、性に関する人権については、性的少数者への配慮や男女の身体の違いなどを理解する教育を実施し、相談窓口の周知を行います。

No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	実施 区分	担当課
6	幼児の発達段階に応じた教育の促進	○発達段階に応じて、男女平等意識を養う基礎づくりを図りながら、保育内容の充実に努めます。 ○命の尊さを学ぶとともに母性保護意識の醸成を図ります。	A	子育て支援課 (保育所)
7	児童・生徒の発達段階に応じた教育の促進	○発達段階に応じた学習内容・方法を研究し、男女平等意識が養われるようにします。 ○人格尊重、男女平等の視点に立った性に関する指導を実施します。 ○性に関する相談窓口の周知徹底と充実に努めます。	A	学校教育課 青少年育成課

A：継続・拡充するもの
B：新たに定めたもの

基本施策（２） 社会教育における男女平等教育の推進

保護者が集まるPTAの学習会や学級通信など、保護者の目に留まりやすい発行物などを活用して、効果的な意識啓発に取り組みます。また、多くの市民が利用する図書館等において、男女共同参画関係の資料の充実に努めます。

No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	実施 区分	担当課
8	保護者に対する男女平等についての啓発	○保護者会等において、男女平等の視点に立った研修会等を実施します。 ○男女平等教育についての共通理解と連携を図るため保護者への通信等にて啓発します。	A	青少年育成課 学校教育課 子育て支援課 (保育所) 生涯学習推進課
9	関係資料の収集、活用	○図書、視聴覚資料などを収集、提供します。 ○人権課題解決のための図書等を、研修教材として活用します。 ○男女共同参画週間等に特別展示を行います。	A	文化課 (市立図書館) 人権センター コミュニティ 推進課

A：継続・拡充するもの
B：新たに定めたもの

基本施策（3） 教育関係者の男女共同参画に関する意識の向上

社会教育においては、指導的立場にある関係者に個人の尊厳と男女平等の意識を高めるような研修の機会を提供していきます。また子育てや保育、教育に携わる教師等指導者の男女共同参画への理解を促進する取組を積極的に進めます。

No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	実施 区分	担当課
10	社会教育委員や分館長等社会教育関係者への啓発	○公民館活動等において、男女平等の視点に立った研修会等を実施します。	A	生涯学習推進課
11	教職員・保育士等への啓発	○学校行事を中心とした様々な教育活動において副読本の活用などにより男女平等教育の理念を踏まえた教育活動を促進します。 ○法や条例の趣旨を踏まえ、男女平等の視点に立った意識改革を促進します。 ○市内の高校、特別支援学校において、法や条例の趣旨に沿った教育活動が実施されるよう要請します。 ○市が開催するセミナー・フォーラムなどに参加要請します。	A	学校教育課 子育て支援課 (保育所) コミュニティ 推進課

A：継続・拡充するもの

B：新たに定めたもの

基本目標 II

あらゆる分野における男女共同参画の実現

国は「平成 32（2020）年までに指導的地位に占める女性の割合を 30%にする」という目標を平成 15（2003）年に設定しました。しかし、平成 32（2020）年度を期限とする国の第 4 次基本計画において、達成可能な数値目標として、国家公務員 7%、市町村公務員 20%、民間企業 15%と下方修正されました。平成 28（2016）年に世界経済フォーラムが発表した各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数（GGI）※は、144 か国中 111 位と低く、その理由は議員や閣僚及び民間企業管理職の女性比率が著しく低いこと、さらには賃金や所得の男女格差が大きいことでした。残念ながら、我が国においては、女性が決定の場に参画するための体制が整っていない状況にあるといえます。

今こそ地方から、女性が政策・方針決定に関わる体制づくりを進めていかなければなりません。その際には、男女共同参画に関する国際的な規範や基準の理解を深めて、広い視野でのまちづくりが求められます。また、男性がより家庭や地域に関われるように啓発を進めることも必要です。

また、「女性活躍推進法」の基本原則及び基本方針には、女性が多くの家族的責任を担っている状況のもと、労働の場では男性を中心とした雇用慣行が維持され、その結果、職業生活に男女間の格差が生じている点が指摘され、男性も家族的責任を担えるように、男性の働き方を見直す意識改革、労働環境の整備などが必要であるとされています。これらを踏まえて、女性が職業生活で活躍できる環境整備を計画的に進めるために、地方公共団体には「特定事業主行動計画」の策定が求められました。そこで、本市は平成 27（2015）年 3 月に「古賀市における女性職員の活躍の推進に向けた特定事業主行動計画」（以下「特定事業主行動計画」という。）を策定し、男女がともに家族的責任を果たしながら女性の職場での活躍を拡大していこうとしています。「女性活躍推進法」では、民間企業にも「一般事業主行動計画」を策定すること、地方公共団体は事業所に対して女性活躍に取り組むよう計画的に働きかけていくことが定められています。

本市では、本計画を「女性活躍推進法」に基づく市の推進計画と位置づけ推進に努めます。

【基本方向 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大】

現状と課題

本市は、平成 13（2001）年「古賀市附属機関等の委員の委嘱基準等に関する規程」を定めており、平成 28（2016）年 4 月 1 日現在で、地方自治法第 202 条の 3 に基づく審議会の女性委員の比率は 38.7%となっており目標値の 40%前後を推移しています。その他条例、規程、要綱等に基づく委員会等の女性委員の比率は、42.0%と高くなっています。但し、女性委員がいないという審議会や委員会等も存在します。また、地方自治法第 180 条の 5 に基づく委員会等では 15.2%と依然低い数値にとどまっているとともに女性委員の比率が 70%を超えている審議会や委員会もあり、比率に偏りがあります。また、行政区長や P T A 会長の女性比率は依然として低いままです。

なお、市議会議員の女性比率については、議員総数 19 人中、女性議員が 5 人で 26.3%となっており、県内の市町村の中でも高い比率となっています。

市民・事業所意識調査によると、行政区長や市議会議員、農業委員、教育委員、小・中学校PTA会長、民生委員・児童委員、選挙管理委員などへの女性の役職登用については、ほとんどの役職で「男性とおなじくらいにする」と考える人の割合が男女とも最も高くなっていますが、一方で行政区長や小・中学校PTA会長、民生委員・児童委員で「今のままでよい」と回答する女性が約2割から3割みられました。また、地域の役職に推薦された場合、「断る」と回答した女性は85.4%と高く、その理由は、「役職につく知識や経験がないから」「責任が重いから」が半数を超えていました。

今後は、男女比のバランスを配慮しながら、審議会等への女性の参画をいっそう進めていく取組が必要です。また、地域社会や自治組織に対しては、意識啓発や学習の機会を提供していく必要があります。

「特定事業主行動計画」では、女性管理職比率の目標値は平成32（2020）年までに30%以上と設定しており、目標達成に向けた取組の中には、女性職員を男女分け隔てなく多様なポストに積極的に配置することをあげています。本市職員の管理職における女性の比率は、平成28（2015）年4月1日現在では21.1%で30%にまだ遠い状況です。女性職員の数は増加する傾向にありますが、部署によって男女の人数に大きな偏りが出ないような工夫も必要です。また、女性の登用に向けて「係長・課長補佐・課長の各役職段階において、管理職となるために必要となる職務経験、研修機会の付与及び研修等の支援を通じ、管理職登用を念頭に置いた人材育成を行います。」「女性職員のみを対象とする研修や外部研修への派遣を行います。」としています。育児休業を取得する男性職員の割合については20%以上を目指しており、長時間労働を前提としない働き方に取り組むことも挙げています。さらに、市職員を対象として、仕事と子育てを両立しやすい職場環境づくりのために「職員のための仕事と子育ての両立支援推進プラン」も策定しています。これらの取組を確実に実施しなければなりません。

■図表5 古賀市における女性の参画・登用状況（平成28年4月1日現在）

名 称	総人数	女性人数	比率(%)
市議会議員(平成27年に実施された選挙後の人数)	19	5	26.3
審議会等委員	647	254	39.3
地方自治法180条の5に基づく委員会等(広域を除く)	33	5	15.2
地方自治法202条の3に基づく審議会等	269	104	38.7
その他条例、規程、要綱に基づく委員会等	345	145	42.0
行政区長	46	3	6.5
小・中学校PTA会長	12	2	16.7
民生委員・児童委員	66	31	47.0
古賀市職員	352 (286)	171 (128)	48.6 (44.8)
うち係長級	64 (54)	24 (19)	37.5 (35.2)
うち課長補佐級	11 (9)	3 (2)	27.3 (22.2)
うち部長・課長級	38 (34)	8 (6)	21.1 (17.6)

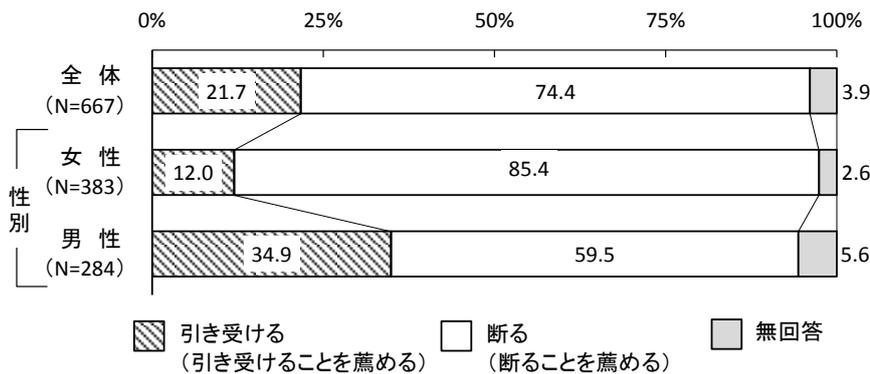
※古賀市職員の人数・比率の()内は一般行政職のみ

■図表6 女性の役職登用 [全体、性別]

上段:女性 下段:男性	古賀市の現状 H27.4現在 女性数/全人数	女性よりも 男性を多くする	男性とおなじ くらいにする	男性を超えない 範囲で増やす	今のままでよい	わからない
(ア)行政区長	5 / 46	1.0 3.5	29.5 45.1	13.3 9.5	27.4 15.1	22.7 20.1
(イ)市議会議員	5 / 19	1.3 2.1	43.6 45.4	15.1 13.7	17.8 15.1	18.8 17.6
(ウ)農業委員	2 / 18	0.8 2.1	28.2 35.6	15.1 13.7	15.4 16.5	35.8 25.4
(エ)教育委員	2 / 5	3.4 5.3	43.3 47.2	9.9 8.5	17.0 14.8	21.7 17.6
(オ)小・中学校PTA会長	1 / 11	2.1 5.3	32.6 47.9	16.2 11.6	19.3 8.5	25.3 19.4
(カ)民生委員・児童委員	32 / 65	6.5 9.2	38.1 48.6	7.3 5.6	25.6 16.5	17.8 14.4
(キ)選挙管理委員	0 / 4	0.8 2.5	42.3 52.8	11.5 8.8	13.8 11.3	27.2 18.0

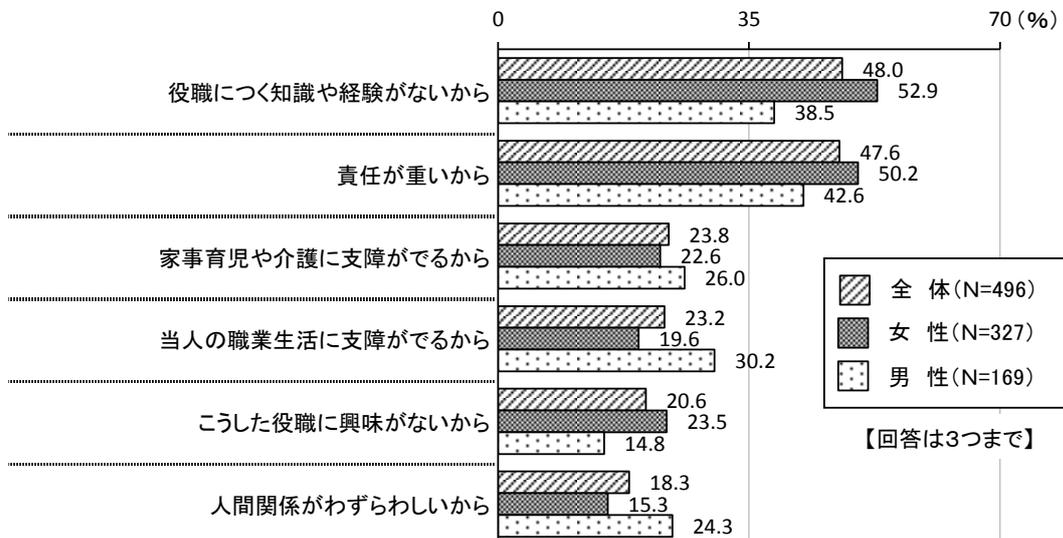
資料：平成27年度「古賀市男女共同参画に関する市民及び事業所意識調査」

■図表7 地域の役職に推薦された場合の対応 [全体、性別]



資料：平成27年度「古賀市男女共同参画に関する市民及び事業所意識調査」

■図表8 地域の役職への推薦を断る理由 (上位6位) [全体、性別]



資料：平成27年度「古賀市男女共同参画に関する市民及び事業所意識調査」

基本施策（1） 審議会、協議会等における女性の参画拡大

審議会等の男女それぞれの構成比率を40%以上とすることを目標とし、達成に向けた登用を積極的に推進します。また、市民活動や地域活動における女性リーダーを養成するとともに、各分野で活躍する人材の情報収集等を行い、審議会等委員の女性比率の向上に活用します。

No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	実施 区分	担当課
12	審議会等委員に男女それぞれが40%以上の構成目標の達成	<ul style="list-style-type: none"> ○各審議会等の所管部署において達成をめざします。 ○審議会等女性委員の交流セミナー等を開催しエンパワーメントを図ります。 ○女性委員のいない審議会等の解消に努めます。 	A	コミュニティ 推進課 人事課 関係各課
13	女性の参画を推進するための人材育成と情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ○市がリーダー養成事業と位置付ける研修等に参加させ、次期のリーダー候補として養成します。 ○女性登用を促進するために「女性人財リスト」を整備し活用します。 	A	コミュニティ 推進課
14	地域活動における女性リーダーの養成	<ul style="list-style-type: none"> ○市の生涯学習等を充実し、地域のリーダーとして活動できる人材を育成します。 	A	コミュニティ 推進課 生涯学習推進課

A：継続・拡充するもの

B：新たに定めたもの

◆活動指標・成果指標◆

No.	活動指標・成果指標	現状 (平成27年度)	目標 (平成33年度)
④	審議会等における女性登用率	40%	40%
⑤	「女性人財リスト」登録数	14人	30人

基本施策（2） 自治組織、各種市民団体等における女性の参画拡大

自治会、各種市民団体等の役職者における男女それぞれの構成比率を平成33（2021）年度までに30%以上とすることを目標とし、達成を促進するための啓発を実施します。また、市の出資団体に対しては、役職者の男女比率など男女共同参画の推進状況を調査します。

No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	実施 区分	担当課
15	役職者に男女それぞれが30%以上の構成目標の達成の促進	○平成33(2021)年度までに各種団体の役職者の男女割合が目標達成するよう意識の改革を進めます。	A	関係各課
16	出資団体等への男女共同参画推進状況調査の実施	○出資団体等における男女共同参画を推進するため、推進状況調査を実施します。	A	コミュニティ 推進課 関係各課

A：継続・拡充するもの

B：新たに定めたもの

基本施策（3） 古賀市職員における特定事業主行動計画の推進

女性管理職の比率の向上、各部署への男女の偏りのない配置、男性の育児休業取得率の向上など、特定事業主行動計画に定めたことを確実に実施していきます。また、職員全員が特定事業主行動計画の内容を理解し、共通の認識の下で実践していくよう、周知を徹底します。

No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	実施 区分	担当課
17	古賀市における女性職員の活躍の推進に向けた特定事業主行動計画の実施と周知	<ul style="list-style-type: none"> ○平成 32(2020)年までに管理職に女性の占める比率 30%以上をめざします。 ○男性の育児休業取得率の向上を図ります。 ○グループウェア（掲示版）や研修の場などで周知を徹底します。 ○分け隔てなく多様なポストに女性職員を積極的に配置します。 	A	人事課 コミュニティ 推進課
18	古賀市「職員のための仕事と子育ての両立支援推進プラン」の実施と周知	<ul style="list-style-type: none"> ○仕事と子育てがしやすい職場環境づくりをめざします。 ○グループウェア（掲示版）や研修の場などで周知を徹底します。 	A	人事課 コミュニティ 推進課

A：継続・拡充するもの

B：新たに定めたもの

◆活動指標・成果指標◆

No.	活動指標・成果指標	現状 (平成 27 年度)	目標 (平成 33 年度)
⑥	管理職に占める女性の比率	15.8%	30%
⑦	男性の育児休業取得率	0%	20%

【基本方向 2 就労の場における男女共同参画と女性活躍の促進】

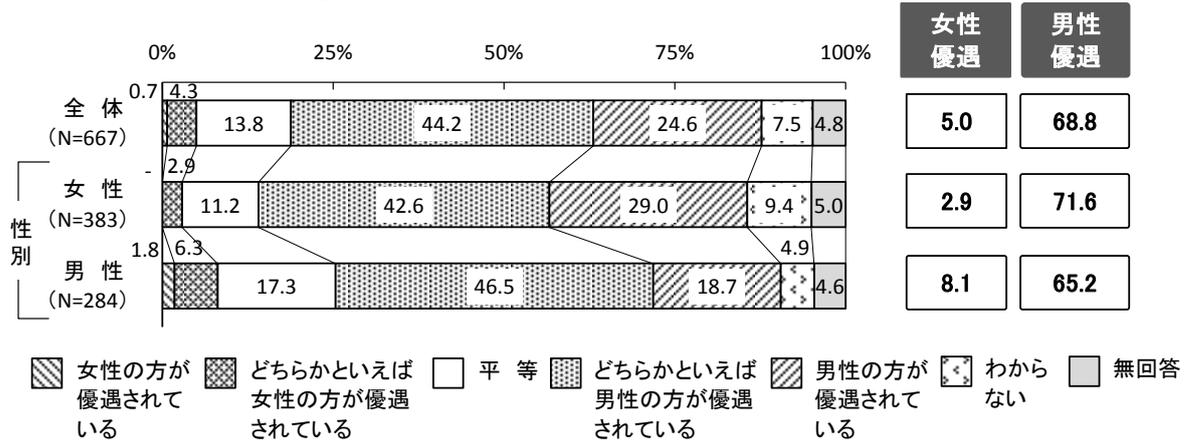
現状と課題

市民・事業所意識調査で、さまざまな分野における男女の地位の平等感についてたずねていますが、特に職場では、『男性優遇』（「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」）が68.8%と全ての分野で最も高く、男女の不平等感が強く感じられる結果となっています。また、調査対象事業所の全てを合計した雇用労働者の男女比は、半数ずつで拮抗しています。しかし、正規雇用率は男性67.8%、女性47.0%と、女性は非正規雇用の比率が高くなっています。管理職の男女比は、男性が79.8%、女性が20.2%という状況です。管理職の役職ごとの女性比率は、部長相当職12.0%、課長相当職12.8%、係長相当職が25.7%となっており、女性の係長相当職が就業を継続すれば、課長職、部長職の割合が高くなる可能性があります。

これまで市内の事業所を訪問して男女共同参画の重要性を伝えてきましたが、今後は、市民・事業所意識調査の結果を活用して、事業所が女性活躍推進に主体的に取り組むことができるような支援が求められます。介護で余儀なく仕事を辞めた女性に対しては、ライフスタイルに応じた働き方の情報が必要です。また、就労中の女性には辞めずに働くロールモデルの存在が重要となります。農業においては、農業女性活動促進事業推進協議会が女性農業者のグループと連携しながら地産地消や食育を推進してきました。しかし、子育て期の30～40代の女性の参画が少ないのが課題となっており、その背景には、男性に男女共同参画への理解が浸透していないことも考えられます。

平成27（2015）年に策定された「古賀市人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略」では、「女性農業者が日々の生活や仕事、自然との関わりの中で培った知恵を様々な企業のニーズと結びつけ新たな商品やサービス情報を社会に広く発信する古賀市版農業女子プロジェクトを推進する」としており、6次産業化への女性のさらなる参画を目指しています。また、平成28（2016）年度の農業委員の女性比率は10.5%（19人中2人）にとどまっており、30%をめざした一層の促進が求められます。そのためには、農業女性の活躍の基盤となる「家族経営協定」※の締結を進める必要があります。

■図表9 職場における男女の地位の平等 [全体、性別]



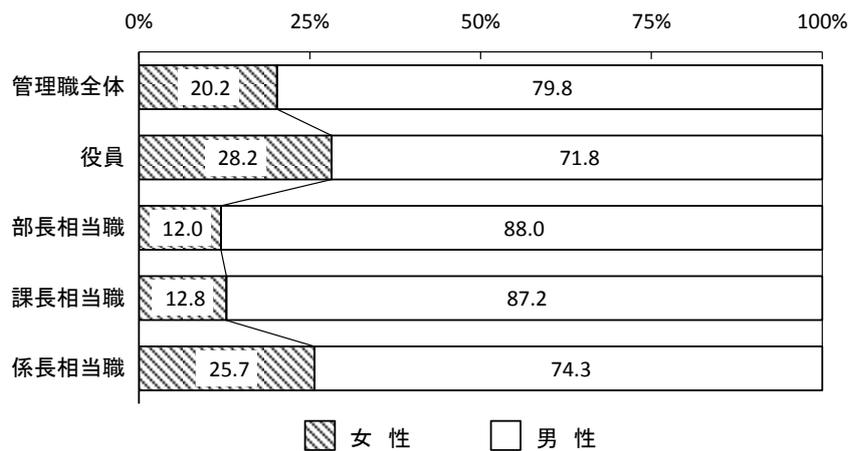
資料：平成27年度「古賀市男女共同参画に関する市民及び事業所意識調査」

■図表10 事業所における常用雇用者の状況

	従業員全体		正規従業員		非正規従業員 (嘱託・パート)		派遣・ 下請従業員	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
計	11,382人	100.0%	6,555人	57.6%	4,553人	40.0%	274人	2.4%
女性	5,587人	49.1%	2,624人	47.0%	2,812人	50.3%	151人	2.7%
男性	5,795人	50.9%	3,931人	67.8%	1,741人	30.0%	123人	2.1%

資料：平成27年度「古賀市男女共同参画に関する市民及び事業所意識調査」

■図表11 役職ごとの男女構成比



資料：平成27年度「古賀市男女共同参画に関する市民及び事業所意識調査」

基本施策（1） 事業所における男女共同参画と女性活躍の促進

事業所や商工自営業主等を対象に、女性の登用促進や職域拡大を図るための研修会等を開催します。また、従業員を対象に、女性が職場で活躍するためには男性の働き方改革が必要なことなどの女性活躍推進に向けた啓発を実施します。事業所における男女共同参画の推進状況については今後も継続的に調査をし、経年の変化を把握します。

No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	実施 区分	担当課
19	事業所、商工自営業主等 への啓発と情報提供	○事業所や商工自営業主等を対象とした研修会の実施を関係機関に要請します。 ○従業員を対象とした研修会の実施及び啓発冊子等の配布を関係機関に要請します。	A	商工政策課
20	推進状況調査の実施	○男女共同参画に関する調査を実施することにより事業所における男女共同参画を促進します。 ○男女共同参画の取組状況を評価する内容の検討を行います。	A	コミュニティ 推進課 商工政策課 管財課

A：継続・拡充するもの

B：新たに定めたもの

◆活動指標・成果指標◆

No.	活動指標・成果指標	現状 (平成27年度)	目標 (平成33年度)
⑧	事業所、商工自営業主への研修実施数	3回	3回以上

基本施策（2） 女性のニーズに応じた活躍の促進

国や県が実施している、子育てや介護で就労を中断した女性が再就職するための研修会や資料等を情報提供していきます。現在就労している女性が、将来を見通してキャリア形成できるように啓発事業や情報提供を実施します。起業を望む女性に向けては、実践的なセミナーを開催するなど支援していきます。

No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	実施 区分	担当課
21	子育て等で就労を中断した女性への再就職支援	○女性の再就職を支援するための情報を提供します。	B	コミュニティ 推進課 商工政策課
22	女性のキャリアアップ支援	○関係機関と連携し、労働の重要性についての啓発を実施します。 ○市内事業所に女性活用に関する情報を提供します。	B	コミュニティ 推進課 商工政策課
23	女性への起業支援	○女性の起業を支援するためのセミナー開催や情報を提供します。	B	コミュニティ 推進課 商工政策課

A：継続・拡充するもの

B：新たに定めたもの

◆活動指標・成果指標◆

No.	活動指標・成果指標	現状 (平成27年度)	目標 (平成33年度)
⑨	女性起業支援数	0件	50件

基本施策（3） 農業における男女共同参画の促進

農業に関わる男女がパートナーシップを築くために、「家族経営協定」の制度を周知し、締結の促進を図ります。女性の経営参画の重要性についての学習機会や情報を農業者に提供していきます。

No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	実施 区分	担当課
24	家族経営協定制度の周知及び女性農業者への支援	○就業環境を整えるよう家族経営協定の締結を促進するとともに、女性農業者の経営力向上を支援します。	A	農林振興課
25	農業団体等との連携による参画の促進	○経営参画を目指し活動するグループに情報提供などの支援を行い、活動の活性化を図ります。	A	農林振興課

A：継続・拡充するもの

B：新たに定めたもの

◆活動指標・成果指標◆

No.	活動指標・成果指標	現状 (平成27年度)	目標 (平成33年度)
⑩	家族経営協定締結数	23件	25件
⑪	女性農業委員数	2人	2人以上

【 基本方向 3 家庭生活、地域活動等における男女共同参画の促進 】

現状と課題

市民・事業所意識調査によると、「炊事・掃除・洗濯」などの日常の家事を主に行うのは、女性の役割となっています。「子どものしつけ・教育」を主に行うのは、男女とも「自分・パートナー分担」が4割を超えて最も高くなっていますが、女性が担う割合も3割前後になります。「高齢者などの介護」については、女性は「自分」が29.5%と最も高く、男性は「パートナー」が17.0%で、女性が担う場合が多くなっています。男性は「自分・パートナー分担」が30.6%と最も高く、介護を担っていると認識している男性も多くいることが分かります。

本市が開催する男性の子育てのための講座であるイクメン道場や妊婦対象のすこやか教室には男性の参加が増えています。介護については、小学生から大人までを対象に認知症サポーター養成講座を開催しています。このように年齢や性別に関わらず子育てや介護に関心をもつ意識を醸成していくことが重要です。男性が子育てや介護を担う場合には、経験不足から不適切な対応になることがあり、男性が相談しやすいような窓口設置の工夫も必要です。さらには、家事全般に対しても自立した生活者として関わられるよう、男性が参加しやすい啓発事業が求められます。

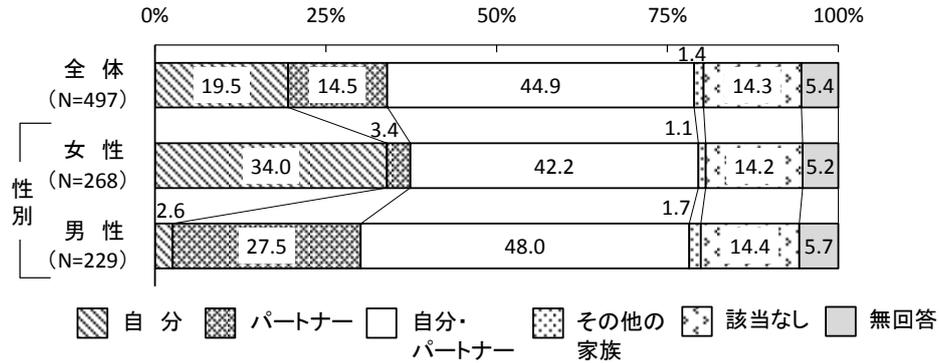
社会活動については、現在「自治会・町内会・老人クラブ」(35.2%)や「趣味・教養・学習、スポーツ、健康づくりなどのサークル活動」(29.1%)「社会奉仕やボランティア活動(児童文庫、子育て、福祉、環境、国際交流・協力など)」(11.2%)など地域で活動している人は全体で57.7%で、「いずれの活動にも参加していない」人は42.3%となっています。活動していない理由は「忙しくて時間がないから」が42.9%と最も多くなっています。

一方で、近年の度重なる自然災害から得た教訓は、地域の防災には全ての住民が主体的に参画しなければ命に関わるということです。自然災害はいつ何時起きるかわからないため、平時から地域活動には多様な人が関わるのが重要です。「男女平等基本条例」には、自治組織の責務として積極的に男女共同参画を推進することを定めています。

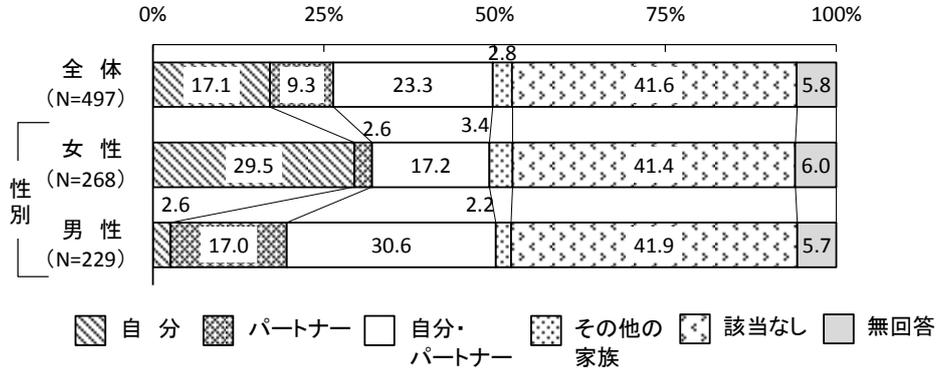
本市においては、昨年、消防団に女性部が発足し、地域防災への男女共同参画の取組を進めているところです。仕事中心になりがちな現役世代が、性別に関わらず参加しやすい地域活動や市民活動を促進することも必要です。

■図表12 家庭内の役割分担の状況 [全体、性別]

① 子どものしつけ・教育

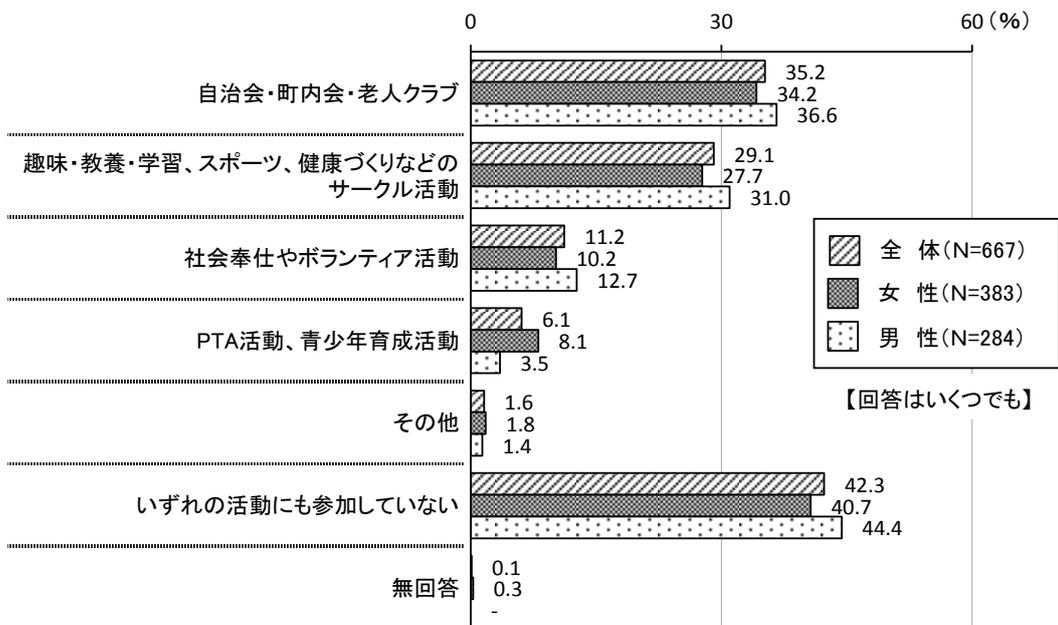


② 高齢者などの介護



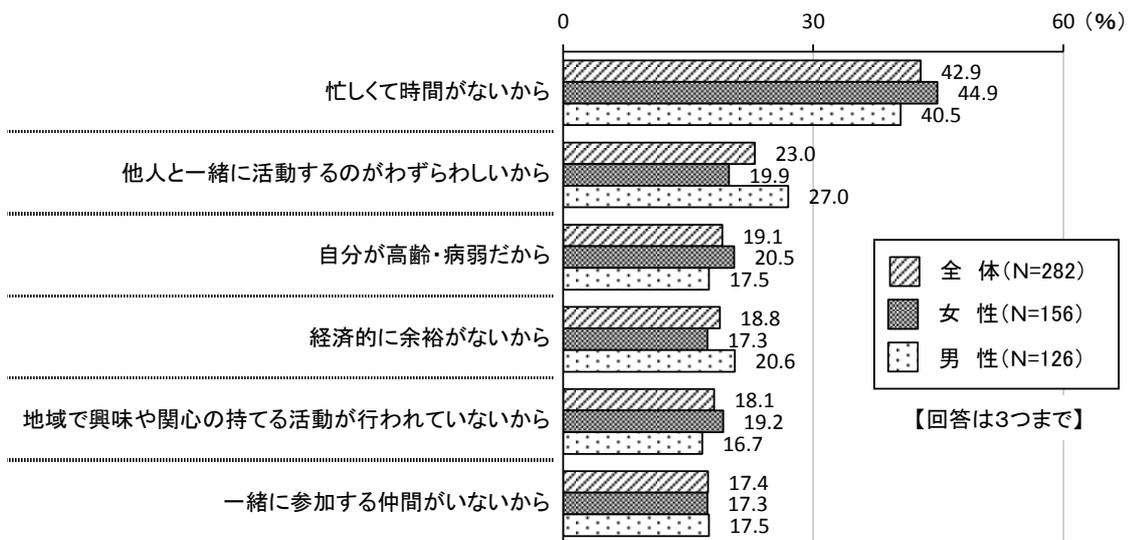
資料：平成27年度「古賀市男女共同参画に関する市民及び事業所意識調査」

■図表13 社会活動への参加状況 [全体、性別]



資料：平成27年度「古賀市男女共同参画に関する市民及び事業所意識調査」

■図表 14 社会活動に参加していない理由（上位6位）[全体、性別]



資料：平成27年度「古賀市男女共同参画に関する市民及び事業所意識調査」

基本施策（1） 家庭生活における男女共同参画の促進

男性が主体的に生活に関われるように、料理や片づけなどの家事技術を身につける講座を実施します。男女がともに育児や介護を担うことができるように啓発し、育児・介護講座、相談事業の充実を図ります。

No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	実施 区分	担当課
26	生活の自立を促す家事 技術支援講座の実施	○男性を対象に、性別にとらわれず自分らしい生き方を見つける講座、料理教室等を開催します。	A	生涯学習推進課
27	男女がともに参画する 育児のための講座及び 相談事業の実施	○男女がともに参画する育児のための講座及び相談事業の充実を図り、家庭における男女共同参画を促進します。	A	予防健診課 子育て支援課
28	男女がともに参画する 介護のための講座及び 相談事業の実施	○男女がともに参画する介護のための講座及び相談事業の充実を図り、家庭における男女共同参画を促進します。	A	介護支援課

A：継続・拡充するもの

B：新たに定めたもの

◆活動指標・成果指標◆

No.	活動指標・成果指標	現状 (平成27年度)	目標 (平成33年度)
⑫	家事技術支援講座回数	1回	1回以上

基本施策（2） 地域活動等における男女共同参画の促進

男女共同参画を推進するために、地域団体へ「男女平等基本条例」や計画の周知を徹底します。コミュニティ活動に関わる様々な市民団体等にも、啓発や各種団体間の情報交換を図ります。

災害時における女性の立場、乳幼児や高齢者、障がい者の代弁者としての役割など、生活者としての女性の視点を配慮する重要性を地域組織が理解することを支援し、自主防災組織への女性の参画を促進します。

No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	実施 区分	担当課
29	まちづくりにおける男女共同参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○条例や計画の周知徹底を図り、地域活動への男女の参画を促進します。 ○各種団体間の交流や情報交換を図り、防犯、青少年育成、文化の継承、環境保全等のあらゆるコミュニティ活動への男女共同参画を促進します。 	A	コミュニティ推進課
30	地域防災における男女共同参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時において女性の視点や立場での配慮に対する理解が深まるよう努めます。 ○男女共同参画の視点に立った防災の研修を実施し、情報を提供します。 	A	総務課 福祉課 コミュニティ推進課

A：継続・拡充するもの

B：新たに定めたもの

【 基本方向 4 国際的視野に立った男女共同参画の推進 】

現状と課題

我が国の男女平等の取組は、国連の動きや国際的な動きの中で、様々な国際条約を批准すると共に国内法を整備して、進められてきました。国の第4次基本計画で、改めて強調している視点として、男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備において、「国際的な潮流を踏まえつつ、国際的な規範・基準の尊重等に努めるとともに、国際社会への積極的な貢献の推進により、男女共同参画に関して国際社会における我が国の存在感及び評価を高める」としています。

しかしながら、平成28(2016)年、国連の女性差別撤廃委員会は日本に対し、女性差別に関する25もの課題を指摘し、特に、女性の固定的な性別役割分担への規範化と差別を固定化させる慣行について勧告し、女性への複合的な差別に懸念を表明しています。

男女共同参画社会の形成においては、国際的な視野に立って現状を把握し、課題解決に向かわなければなりません。市民が国際的協調の視点に立って交流の場を広げ、平和、環境問題への協力など、国際社会に貢献していくことが重要です。

本市では、女性リーダー養成を目的として、平成11(1999)年度から福岡県女性海外研修事業「女性研修の翼」や、日本各地で開催される「日本女性会議」への参加推進を図っており、その成果として、審議会等委員への登用や、地域における男女共同参画啓発推進の市民活動にも繋がっています。今後も国際的視野を持つためのリーダー養成事業への市民の参画を推進していく必要があります。

基本施策(1) 男女共同参画に関する国際理解の促進

国際的視野を持つリーダーを養成する事業への市民の参加を推進するとともに、様々な機会を通じて国際的動向を把握し、男女共同参画を推進します。

No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	実施 区分	担当課
31	国際的視野を持つリーダー養成事業への市民参加の推進	○女性海外研修事業等の紹介や情報提供など国際研修等への参加を推進します。	A	コミュニティ推進課
32	国際理解のための機会の提供	○男女平等の取組を国際協調の下で推進する共通認識に立ち、男女共同参画を推進します。 ○国際的視野を学ぶ機会を提供します。	A	コミュニティ推進課 生涯学習推進課

A：継続・拡充するもの

B：新たに定めたもの

基本目標 Ⅲ

男女の自立と
社会参画に
向けた環境整備

国は、平成 19 (2007) 年に「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) ※憲章」を制定して、男性が仕事と家庭や地域活動などと調和のとれた生活を送るための推進に取り組んできました。国の第 4 次基本計画では、目指すべき社会として「男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女がともに充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会」

をあげています。しかし、平成 19 (2007) 年に 1.56% だった男性の育児休業取得率は、平成 27 (2015) 年には 2.65% とほとんど増えていません。男性は子育てを通し得る貴重な体験を逸しているといえます。ワーク・ライフ・バランスが進まないのは、高度経済成長期を通じて形成されてきた「男は仕事、女は家庭を守る」という固定的な性別役割分担意識がいまだに社会に根強いことが原因と考えられます。男女がともに職業生活と家庭生活や地域生活を両立できるよう、子育てや介護への社会的支援をより充実していかなければなりません。また、職場においても、ワーク・ライフ・バランスの理解を深める必要があります。

固定的性別役割分担に基づく労働慣行の下では、女性が配偶者と離別したり死別したりすると経済的に困窮する可能性が高くなります。平成 26 (2014) 年の国民生活調査によると、16.1% が貧困層であり、その多くは、母子世帯と 65 歳以上の女性の一人世帯です。様々な困難な状況に置かれている女性が安心して暮らせるための社会的支援はより重要となってきました。一方、長時間勤務や転勤を前提とした働き方をする男性では、地域での人間関係を築きにくく、退職後には孤立しがちとなります。どのような生き方を選択しても社会的に認められ、自立して誇りをもって暮らせる社会をめざして、男女共同参画の視点に立った環境整備を進めていかなければなりません。

また、性別に関わらず生涯を通じた心身の健康を維持でき、心身の障がいの有無に関わらずいきいきと生活できる環境の整備は、男女共同参画社会の基盤となります。性に関する健康は、一人ひとりが、男女の身体的性差を理解したり、性の多様なあり方を尊重したりして保証されるものです。特に、女性は妊娠・出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるため、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」※ (性と生殖に関する健康と権利) の視点が特に重要となります。

【 基本方向 1 ワーク・ライフ・バランスの確立と社会参画への支援 】

現状と課題

市民・事業所意識調査では、女性が結婚後も就労を継続する働き方は、未婚者より既婚者の支持が低くなっていました。既婚者では、女性が子育て期に就労を中断する働き方いわゆる M 字型就労について支持が高く、男性は女性より支持が高くなっていました。実際に結婚した人が M 字型就労を支持する背景に、女性の仕事と家庭の両立の困難さがうかがえ、特に協力者である夫の立場にある人が当事者の妻の立場にある人より困難を感じていることが分かります。

また、男性が育児休業や介護休業を取得することについて、「とる方がよい」と「どちらかといえどとる方がよい」を合計した『取得派』は、育児休業で 70.2%、介護休業で 79.5% とい

れも肯定的にとらえられている人が多い状況です。しかし、男性の育児休業・介護休業の実際の取得率は低く、その理由は「職場の理解が得られない」「取得すると仕事上周圍の人に迷惑がかかる」が高くなっており、職場環境の厳しさがうかがえます。また、男女とも職業生活と家庭生活の調和がとれた生活をするために必要な条件整備は、「育児のための施設・サービスを拡充する」が45.7%と最も高く、次いで「介護のための施設・サービスを拡充する」(40.5%)、「育児休業制度を利用しやすくする」(37.5%)、「男性に家事・育児等への参加を促すための啓発をする」(34.5%)などが続いています。

子育て支援については、「古賀市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、保育の充実などの施策を実施しています。介護については、「古賀市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、介護及び高齢者の生活支援や介護予防などの施策を実施しています。これらの実施にあたっては、男性も育児や介護に関われる社会となるよう男女共同参画の視点が重要です。市民・事業所意識調査結果をワーク・ライフ・バランスに関する啓発事業に活かすことが必要です。

平成26(2014)年に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」では、「国や県と連携しながら市町村は、貧困な状況にある子どもへの生活の支援や保護者に対する就労の支援をすること」と定められており、ひとり親家庭等への支援はより充実していかなければなりません。また、障がい者や外国人など社会的に不利な立場に置かれやすい人たちに対しては、誇りと希望を持って自立した生活を送ることができるよう、適切な支援に向けた配慮が求められます。

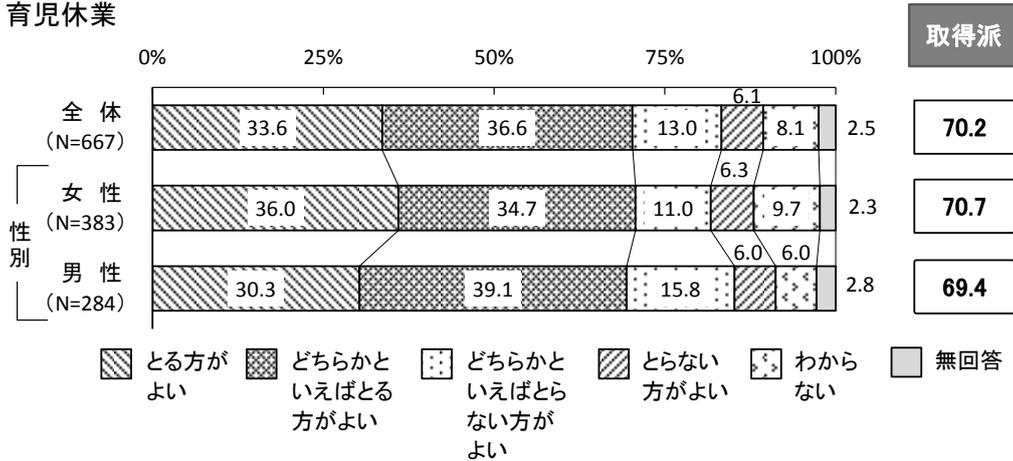
■図表15 女性が職業を持つことについての考え方 [全体、既未婚別]

		回答数	る ず 方 が よ い	持 結 婚 す が よ い	職 子 業 ど も が 持 つ 方 が よ い	つ く を や ど も が よ い	い 職 業 を 持 た な い 方 が よ い	わ か ら な い	無 回 答
全体		667	295	20	30	256	2	54	10
		100.0	44.2	3.0	4.5	38.4	0.3	8.1	1.5
既 未 婚 別	女性:パートナーがいる	268	42.5	1.9	4.1	41.4	0.4	7.8	1.9
	女性:離・死別	60	48.3	1.7	-	41.7	-	6.7	1.7
	女性:未婚	50	48.0	8.0	2.0	30.0	-	10.0	2.0
	男性:パートナーがいる	229	42.4	3.9	6.1	40.2	0.4	6.6	0.4
	男性:離・死別	14	35.7	-	21.4	35.7	-	7.1	-
	男性:未婚	32	59.4	-	3.1	18.8	-	18.8	-
無回答		14	50.0	7.1	-	14.3	-	14.3	14.3

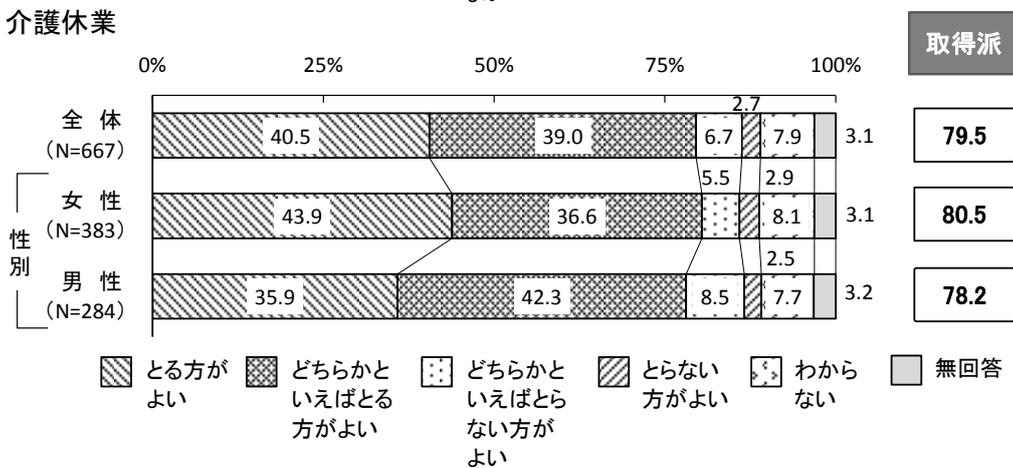
資料：平成27年度「古賀市男女共同参画に関する市民及び事業所意識調査」

■図表 16 男性が育児休業・介護休業を取得することについて [全体、性別]

① 育児休業

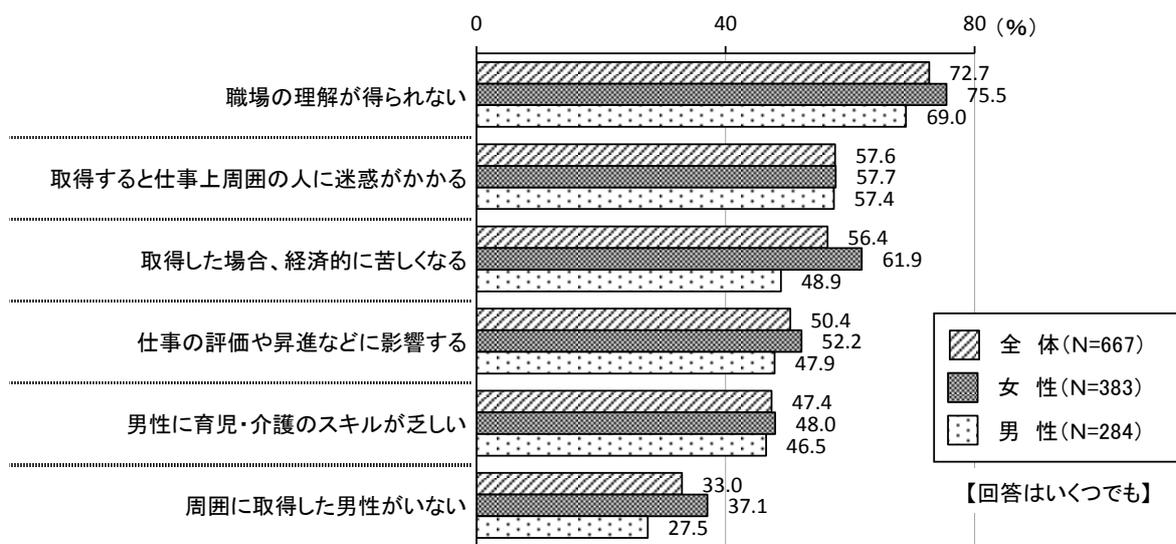


② 介護休業



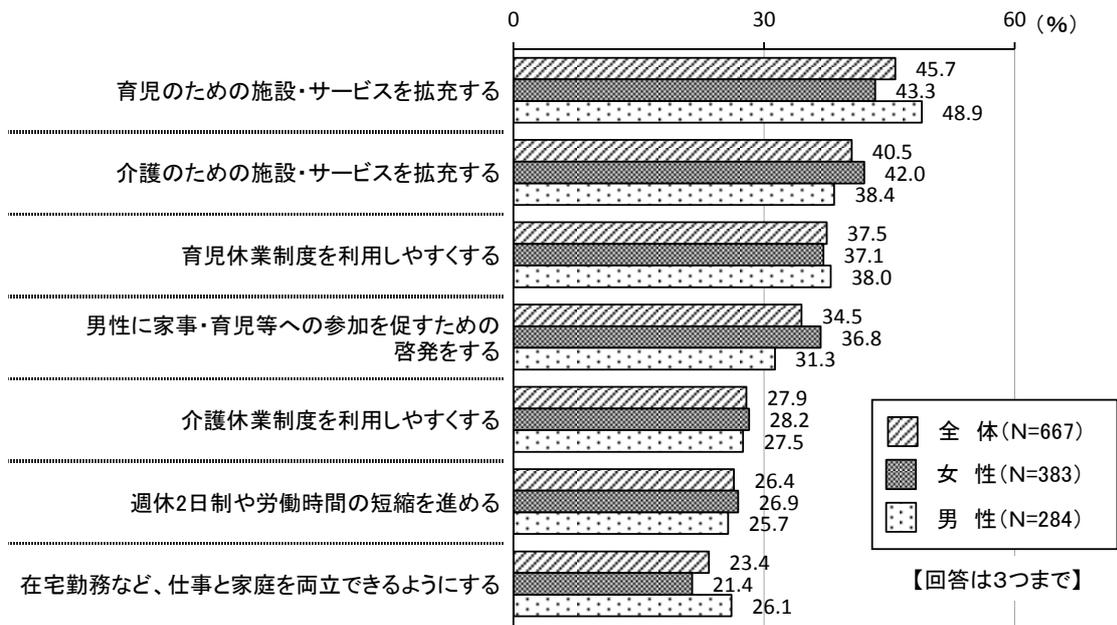
資料：平成27年度「古賀市男女共同参画に関する市民及び事業所意識調査」

■図表 17 男性の育児休業・介護休業取得率が低い理由（上位6位） [全体、性別]



資料：平成27年度「古賀市男女共同参画に関する市民及び事業所意識調査」

■図表 18 ワーク・ライフ・バランスのための条件整備（上位7位）[全体、性別]



資料：平成27年度「古賀市男女共同参画に関する市民及び事業所意識調査」

基本施策（1） 職業生活と家庭・地域生活の両立に対する支援

男女がともに職業生活と子育てを両立できるように、「古賀市子ども・子育て支援事業計画」を男女共同参画の視点で進めていきます。介護についても、介護離職に至らぬよう仕事と両立できる支援体制を充実していきます。

No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	実施 区分	担当課
33	男女共同参画の視点に 立った子ども・子育て支 援事業計画の促進	○待機児童の解消を図るとともに保育内容、 施設の充実を図ります。 ○公的機関における子育て環境の整備を行 います。 ○地域における子育て支援体制を充実しま す。	A	子育て支援課 関係各課
34	男女共同参画の視点に 立った仕事と介護の両 立支援体制の整備	○地域における介護支援体制を充実します。	A	介護支援課

A：継続・拡充するもの
B：新たに定めたもの

基本施策（2） ワーク・ライフ・バランスについての啓発推進

市民対象に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法」という。）「男女雇用機会均等法」など労働者の権利に関する法律・制度を周知します。また、身近なモデルとして先進的にワーク・ライフ・バランスの取組をしている市内の事業所を広報などで紹介し、事業所や事業主に啓発していきます。

No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	実施 区分	担当課
35	市民を対象とした法令 や制度の周知	○市のホームページ、広報こが等に定期的に 掲載し、周知を図ります。	A	コミュニティ 推進課
36	モデル事業所の紹介	○市内事業所を取材し、広報こがで紹介しま す。	A	コミュニティ 推進課 商工政策課

A：継続・拡充するもの

B：新たに定めたもの

◆活動指標・成果指標◆

No.	活動指標・成果指標	現状 (平成27年度)	目標 (平成33年度)
⑬	男女共同参画に関する事業所訪問数	1社	10社
⑭	子育て応援宣言企業数	39社	50社

基本施策（3） ひとり親家庭等の自立に対する支援

ひとり親家庭等の生活安定を図り自立できるよう、国や県と連携して支援します。就労に関しては就業相談や職業訓練などの情報を提供したり、生活や経済的支援についてはひとり親家庭等日常生活支援事業などを周知します。

No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	実施 区分	担当課
37	就労に関する情報提供、 資格取得のための支援	○関係機関と連携し、必要な情報を提供し、 適切な支援につなげます。	A	子育て支援課
38	ひとり親家庭等への支 援施策の周知	○ひとり親家庭等に対する日常生活支援事業 をはじめとした支援事業の周知を図りま す。	A	子育て支援課

A：継続・拡充するもの

B：新たに定めたもの

基本施策（４） 豊かな高齢期を送るための支援

退職後も住み慣れた地域で社会との関わりを持ち続けられるよう、将来を見通した生活設計の学習機会や相談の場を事業所や市民に提供します。知識や経験、特技を活かして地域活動や市民活動へ参画するなど、豊かな高齢期を送るための仕組みを整えます。

No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	実施 区分	担当課
39	男女が共に参加するライフプランニングに関する研修会及び相談事業の実施	○中年期から高齢期の過ごし方について生活設計を立てるための学習の場を市民や事業所に提供します。 ○市民活動への参画についての相談事業を充実します。	A	生涯学習推進課 介護支援課 商工政策課 コミュニティ推進課
40	生きがいのある生活を地域で支える仕組みの確立	○地域において介護を支え合うシステムを拡充し介護従事者の社会参画を支援します。 ○介護予防の視点から、地域において行う生きがい貢献活動を支援します。 ○高齢者の知識・技術を活用し、生きがいづくりや社会参画を支援します。	A	介護支援課 生涯学習推進課 商工政策課

A：継続・拡充するもの

B：新たに定めたもの

◆活動指標・成果指標◆

No.	活動指標・成果指標	現状 (平成27年度)	目標 (平成33年度)
⑮	ライフプランニングに関する研修会実施数	1回	1回以上

基本施策（５） 誰もが安心して暮らせるための支援

女性の人権が尊重され安心して日常生活が送れるよう、情報の提供や相談事業の充実等を行います。

No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	実施 区分	担当課
41	様々な人権課題を持つ女性の社会参画に対する情報提供、相談体制の充実	○支援に向けての情報を提供します。 ○相談事業の充実を図ります。	A	コミュニティ推進課 人権センター 福祉課

A：継続・拡充するもの

B：新たに定めたもの

【基本方向 2 生涯を通じた健康管理への支援】

現状と課題

生涯を通じた健康の保持のためには、性別に応じた健康づくりの取組が必要です。

女性の場合は、妊娠や出産に関連する疾患になる危険性があります。また、厚生労働省の平成26（2014）年度衛生行政報告例によると、20歳未満の女性が妊娠した場合の中絶率は60%にのぼり、全年齢平均の15%の4倍あり、10代の妊娠では望まない妊娠が多いことが分かります。

男性の場合は、栄養管理についてパートナー任せで関心が低かったり、飲酒・喫煙などの生活習慣病の原因となる習慣を身につけている割合も高い傾向にあります。また、内閣府自殺対策推進室「平成27（2015）年中における自殺の状況」によると、自殺者の性別は男性が69.4%と高くなっており、自殺理由は「経済・生活問題」が女性の9倍近くで、特に40代～60代で高くなっていました。「男は仕事」という考え方が死に迫りやるほど心理的に圧迫していることがうかがえます。

本市では、妊娠期から出産後までの一貫した健康支援を行っています。また、健康診断の受診率向上を目指して、骨密度測定や体脂肪率や筋肉量、基礎代謝量を測定する体組成計測定などの独自の事業を実施するなど、生活習慣病防止に取り組んでいます。市内の看護大学と連携し、男性の参加意欲を高めるような健康教育を工夫しています。自殺予防に関しては、悩んでいる人に声をかけて必要な支援につなげることを学ぶ「ゲートキーパー研修」を毎年実施しています。

妊娠からの支援に配慮が必要なハイリスク妊婦の中でも、10代の妊婦は増える傾向があります。若年層から、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」について啓発し、社会全体に性と生殖に関する健康意識を高めて、性的自己決定権の理解を深めなければなりません。

基本施策（1） 生涯を通じた健康の保持・増進施策の推進

妊娠から出産までの一貫した母子保健事業の充実を図り、母子の心身の健康保持を支援します。
あらゆる世代を対象に、ライフステージごとの性別に応じた健康の保持、増進のための健康教育や相談を実施し、命や健康を脅かす問題に関する情報提供や啓発を進めます。

No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	実施 区分	担当課
42	母体の保護と母子保健 対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○女性のライフステージにおける健康問題や心の悩み等を気軽に相談できる体制を充実します。 ○妊娠から出産までの一貫した母子保健事業の充実、女性の主体的な避妊のための知識普及を図り、母子の心身の健康保持を支援します。 ○健康診査の受診を呼びかけ、乳がん、子宮がん、骨粗しょう症等の予防対策を更に推進します。 	A	予防健診課 学校教育課
43	男女の心身の健康保持 のための支援及び情報 提供	<ul style="list-style-type: none"> ○男女が健康状態に応じて適切に自己管理ができるように健康教育、学習を充実します。 ○健康診査の受診率の向上に努め、病気の早期発見を図ります。 ○保健指導を行い、健康的な食生活及び運動習慣の確立、肥満の予防、健康保持を図ります。 ○H I V／エイズ、性感染症に対する正しい知識の普及啓発を図ります。 ○薬物乱用の害について情報提供し、防止を図ります。 ○「自死」の問題について情報提供し、防止を図ります。 	A	予防健診課 生涯学習推進課 青少年育成課 学校教育課

A：継続・拡充するもの

B：新たに定めたもの

基本施策（2） リプロダクティブ・ヘルス／ライツの理解促進

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）を女性の人権のひとつとして理解を深める意識啓発を実施するとともに、子どもの発達段階に応じて自分や家族を含むすべての人の権利や命を大切にすることを育む性教育を推進します。

No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	実施 区分	担当課
44	性と生殖に関する健康と権利に関する情報及び学習機会の提供	○性と生殖を含む健康に関する自己決定権を基本的人権ととらえたリプロダクティブ・ヘルス／ライツの概念について、セミナーや情報誌により啓発を図ります。	A	予防健診課 学校教育課 コミュニティ 推進課

A：継続・拡充するもの

B：新たに定めたもの

基本目標 IV

女性への
暴力根絶

暴力は基本的人権を侵害するものであり、生命や身体を脅かす犯罪となる行為も含み、許されるものではありません。女性に対する暴力は、ドメスティック・バイオレンス※（以下「DV」という。）やセクシュアル・ハラスメント※（以下「セクハラ」という。）など、知人から受けることが多く、男性優位の意識や男女の経済力の格差などの社会背景も関係しています。また、女性への暴力は、性犯罪、売買春、人身取引など、性をめぐる暴力となることも特徴です。配偶者からの暴力は、その子どもに対しても心理的な虐待となります。暴力の根絶は、社会全体で取り組まねばならず、司法機関、福祉機関、労働機関、教育機関などの密接な連携が求められます。

平成26（2014）年に「配偶者暴力防止法」が改正され、法の支援対象が生活を共にしている交際相手まで拡大し、いわゆるデートDV※に対応できるようになりました。しかし、ソーシャル・ネットワークキング・サービス（以下「SNS」という。）など、インターネット上の新たな情報手段が広がり、これを利用したデートDVへの対策が必要となっています。

職場で起きる暴力としては、平成19（2007）年に「男女雇用機会均等法」が改正され、男性が受けるセクハラに対しても雇用主が防止対策をすることが定められました。また、平成21（2009）年にはパワー・ハラスメント※（以下「パワハラ」という。）が労災認定の判断基準項目に加えられ、労働安全衛生の視点からも防止が求められています。さらに、平成28（2016）年には「男女雇用機会均等法」及び「育児・介護休業法」が改正され、妊娠出産及び育児・介護休業を理由とした不利益な扱い、いわゆるマタニティ・ハラスメントに対する防止措置義務が新設されました。

本市では、本計画を「配偶者暴力防止法」に基づく市の基本計画と位置付け、関係機関と連携しながら暴力根絶に向け推進に努めます。

【 基本方向 1 女性への暴力根絶と被害者支援 】

現状と課題

市民・事業所意識調査によると、DVの被害経験は、女性では「誰のおかげで生活できるんだ」などと言われる精神的暴力、必要な生活費を渡さない経済的暴力、性行為を強要する性的暴力、交友関係や電話・メールなどを細かく監視する社会的暴力などの経験が男性よりも高く、多様な被害を受けていました。被害を受けた人では「相談しなかった」が男女とも6割以上を占め、相談した場合の相談相手は「家族や親せき」と「友人・知人」が約半数と身近な人に相談しています。

また、事業所でのセクハラに対する取組については、「男女雇用機会均等法」で定められた法的な義務にもかかわらず、「必要性を感じていない」が3割に上っており、雇用主の義務であるということが十分に周知されていないことがわかりました。

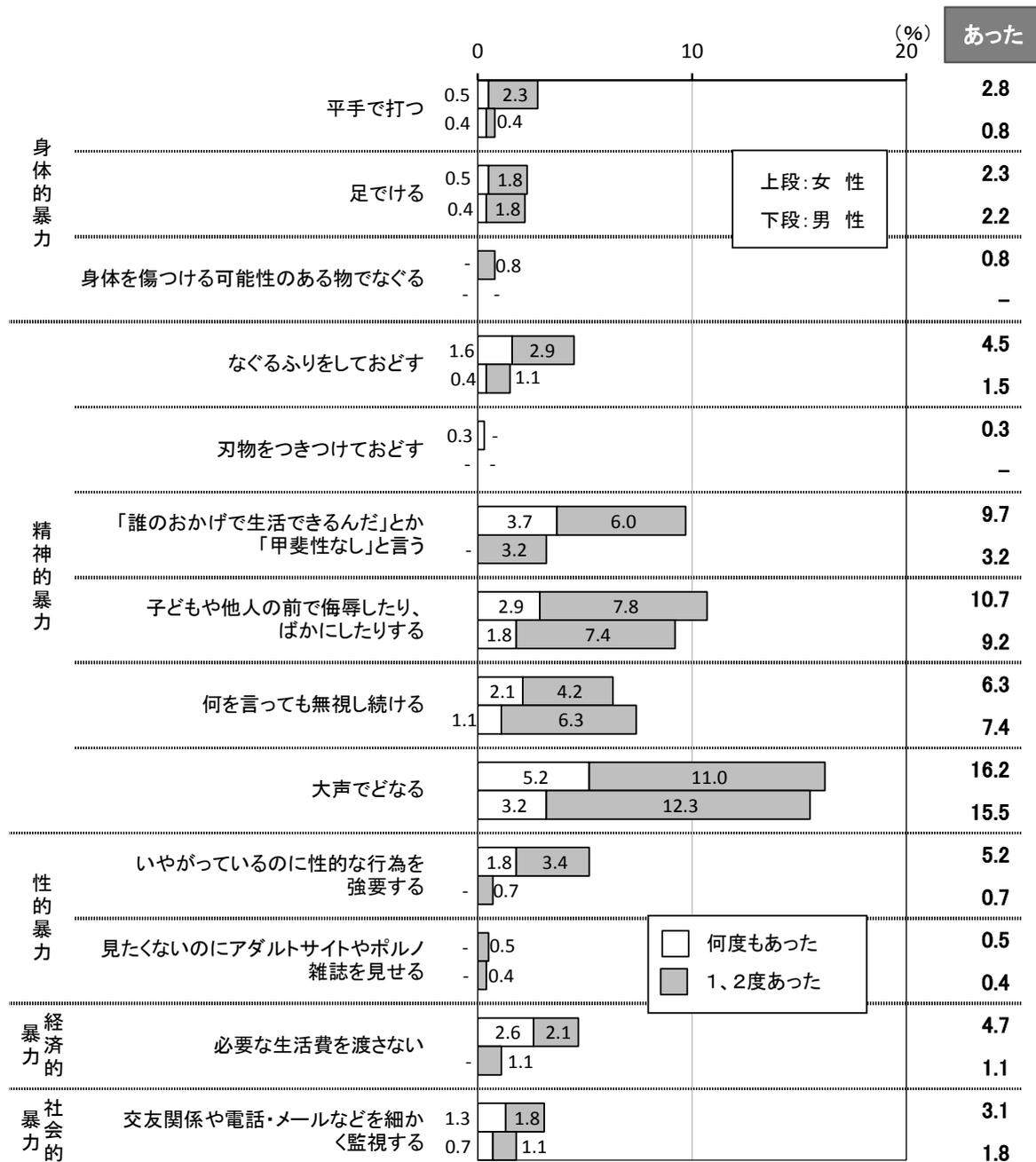
身体的暴力以外の精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力は夫婦間や恋人間で起きると暴力と認識されにくい傾向があるため、高校生等へデートDV講座を実施しています。SNSを使った暴力など新しい情報を提供しながら、今後も継続していくことが重要です。また、DV被害者は身近な人に相談する割合が高かったことから、二次被害防止のためにも、DVを理解す

るための啓発を広く市民に実施することも求められます。相談事業として「こが女性ホットライン」を設置していますが、相談窓口はより一層周知していかなければなりません。現在、被害者の保護施策として古賀市DV対策庁内ネットワーク会議を開催しており、庁内での連携を図っています。今後も、庁内連携を強化するとともに庁外の関係機関との連携も充実させていくことが重要となります。

セクハラやパワハラなど多様なハラスメントは、働く人の意欲を削ぐものであり、事業所に対しては、安心して働ける職場環境整備の重要性を伝えるとともに、法や制度の活用についての理解を深めるよう働きかける必要があります。

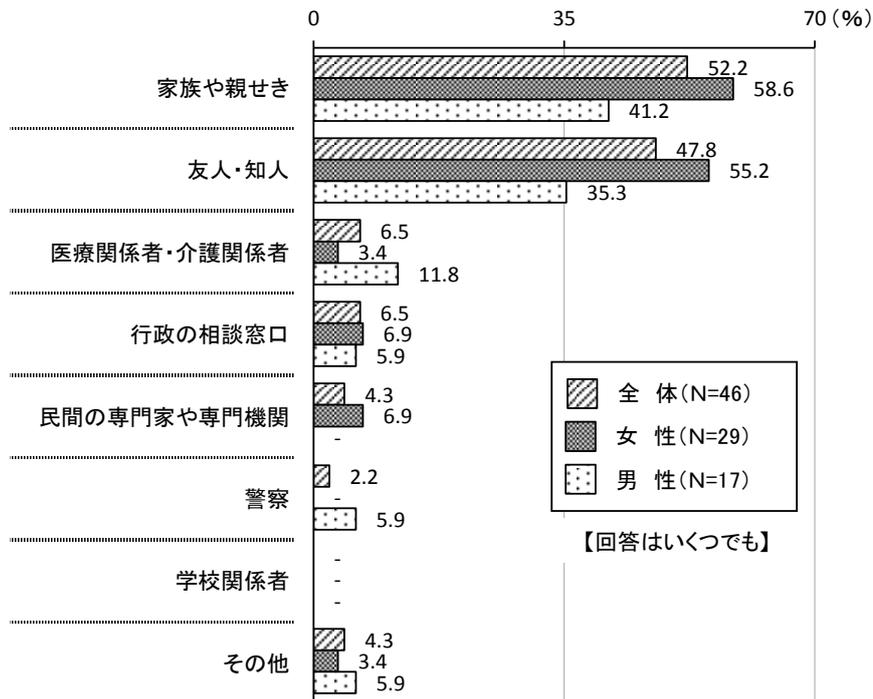
性暴力防止については、県が平成25(2013)年に「性暴力被害者センター・ふくおか」を開設しており、相談や医療機関・警察署などへの付き添いなど、性暴力被害者が一か所で多様な支援を受けられるワンストップ支援を行っています。被害が発生した場合に早急に対応できるよう、市内においての性暴力被害者支援に関する情報提供を強化しなければなりません。

■ 図表 19 DVの被害経験 [全体、性別]



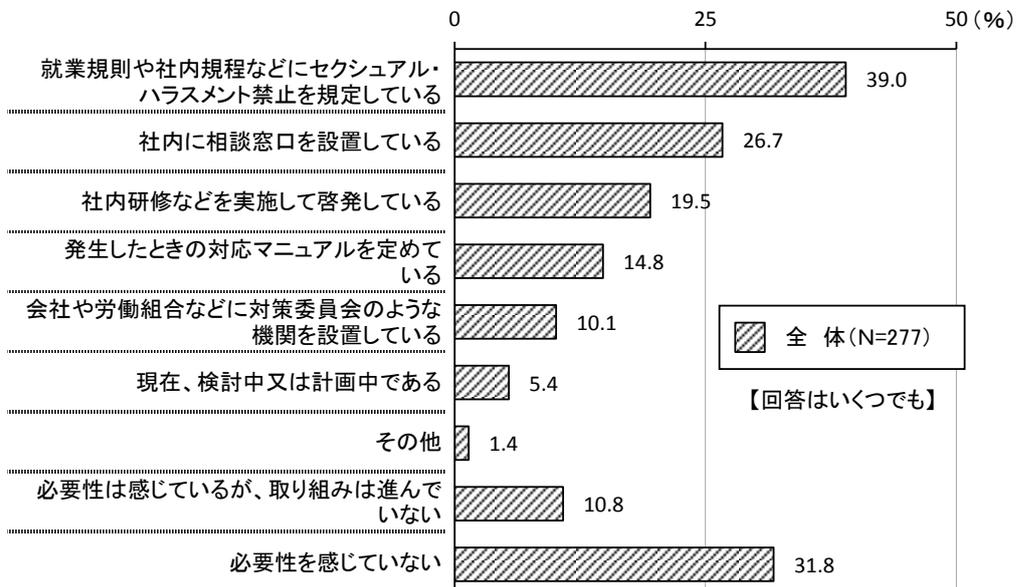
資料：平成27年度「古賀市男女共同参画に関する市民及び事業所意識調査」

■ 図表 20 DV被害経験のある人の中でどこかに相談した人の相談先 [全体、性別]



資料：平成 27 年度「古賀市男女共同参画に関する市民及び事業所意識調査」

■ 図表 21 セクハラに対する取組



資料：平成 27 年度「古賀市男女共同参画に関する市民及び事業所意識調査」

基本施策（１） 配偶者等からの暴力根絶に向けた取組

あらゆる暴力について、加害者にも被害者にもならないよう、各種媒体を通じた啓発、暴力を防止する環境づくりを推進します。関係機関との連携を図りながら、高校生等を対象としたデートDV講座の開催等、啓発の充実に努めます。

被害を受けた女性が相談しやすい窓口の充実や、相談カードの設置、配布など相談機能がより発揮できる体制を作るとともに、関係機関との連携による保護対策の充実に努めます。

No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	実施 区分	担当課
45	DV（デートDVを含む）防止に向けた啓発及び研修会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ○暴力防止キャンペーンや講演会等を実施します。 ○広報、チラシ、ホームページなどを通して周知し、理解を促します。 ○高校生等を対象とした、「デートDV」講座を開催し、若い時期からの意識づけや対処方法等について啓発を実施します。 ○職員研修のテーマに取り上げます。 	A	コミュニティ 推進課 学校教育課 人権センター 人事課 予防健診課
46	DV相談機能（女性ホットライン等）の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> ○講演会等において「相談カード」の配布や、女性用トイレに「相談カード」を設置し、ホットラインの存在を周知徹底します。 ○関係各課と連携を図り、相談窓口や相談事業の周知を図ります。 	A	子育て支援課 人権センター コミュニティ 推進課 福祉課
47	DV被害者支援体制の整備と連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ○関係各課と連携を図り、被害者の保護及び支援を実施します。 ○近隣市町村との連携した取組を推進します。 ○自立までの間、生活支援を行います。 ○医療関係者、警察、人権擁護委員、婦人・母子相談員、県女性相談所、配偶者暴力相談支援センター、関係各課等と連携して取り組みます。 	A	子育て支援課 コミュニティ 推進課 人権センター 関係各課

A：継続・拡充するもの

B：新たに定めたもの

◆活動指標・成果指標◆

No.	活動指標・成果指標	現状 (平成27年度)	目標 (平成33年度)
⑩	DV（デートDV）講座実施数	2回	3回

基本施策（2） セクハラ・パワハラ等暴力の根絶

女性に対する暴力を容認しない社会環境を整えるとともに、セクハラ被害を受けた女性が相談しやすい窓口の充実など、相談機能がより発揮できる体制となるよう市内事業所等への啓発を実施します。性暴力の被害者が、必要な支援を迅速に受けられるよう「性暴力被害者センター・ふくおか」等の情報を提供します。

No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	実施 区分	担当課
48	セクハラ・パワハラ等暴力を防止する環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○女性に対する暴力を容認しない社会環境を醸成し、安全安心なまちづくりを推進していきます。 ○県内で暴力根絶の活動をしている民間グループとの連携を保ちます。 ○職員研修のテーマに取り上げます。 ○関係機関に事業所等を対象とした研修会の開催を要請します。 	A	人権センター コミュニティ 推進課 商工政策課 総務課 人事課 学校教育課 関係各課
49	性暴力の防止と被害者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○性暴力の防止と被害者への支援について、性暴力被害者支援センター・ふくおか等の情報提供を行います。 	B	コミュニティ 推進課 予防健診課 関係各課

A：継続・拡充するもの

B：新たに定めたもの



計画の 推 進

男女共同参画に関する施策は、家庭や学校、地域、事業所などの問題として広範多岐にわたっているため、本計画を着実に実施するためには、「男女平等基本条例」の理念を市政の基礎におき、庁内推進体制を充実させることが必要です。そのためには、全ての職員が男女共同参画の視点を事業に活かさなければならず、研修は不可欠です。

また、施策の実施にあたっては、市民団体等との共働及び事業所との連携など、市民と行政のパートナーシップが基盤となります。

現状と課題

「男女平等基本条例」第15条では「施策の推進体制の整備等」を規定しています。市長を本部長とした「古賀市男女共同参画行政推進本部」を中心に、市政に携わる各部門の職員で構成する「古賀市男女共同参画推進委員会」が推進本部の所掌事務を専門的に調査研究し、施策を効果的に実施するよう体制を整えています。

男女共同参画に関する事業の成果を把握するために定期的な市民・事業所意識調査を継続し、施策の年次の実施状況について「古賀市男女共同参画審議会」による評価・提言を受けながら、事業を推進しています。

今後は、庁内推進体制の機能の強化を目指して、庁内での連携、市民団体等との共働及び事業所との連携を積極的に進めていかなければなりません。

(1) 庁内推進体制の機能強化

「男女平等基本条例」に則り、男女共同参画行政の庁内の推進体制を整え、各事業を総合的に進めていきます。

No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	実施 区分	担当課
50	古賀市男女共同参画行政推進本部の運営	○市長を本部長とした古賀市男女共同参画行政推進本部を設置します。 ○男女共同参画行政の総合的な企画及び推進を図ります。 ○男女共同参画行政についての関係部課間の総合連絡調整を行います。	A	コミュニティ推進課
51	古賀市男女共同参画推進委員会の運営	○市政に携わる各部門の職員で構成した古賀市男女共同参画推進委員会を設置します。 ○推進本部の所掌事務を専門的に調査研究し、効果的な施策を推進していきます。	A	コミュニティ推進課
52	古賀市男女共同参画審議会の運営	○古賀市男女共同参画審議会を設置し、男女共同参画に関する基本施策、重要事項を調査審議し提言します。 ○男女共同参画に関する施策の推進状況の点検、評価を行います。	A	コミュニティ推進課
53	職員研修の実施	○職員研修のテーマに取り上げ、意識の浸透、理解を深めます。	A	コミュニティ推進課 人事課

A：継続・拡充するもの

B：新たに定めたもの

(2) 市民団体等との共働及び事業所との連携

市民団体等との共働及び事業所との連携により、効果的に本計画の推進を行います。

No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	実施 区分	担当課
54	市民団体等との共働及び事業所との連携等	○男女共同参画に賛同する市民団体等のネットワーク化を図ります。 ○市民団体等との共働及び事業所との連携を行います。	A	コミュニティ推進課

A：継続・拡充するもの

B：新たに定めたもの

(3) 計画の見直し

本計画の成果は、定期的な市民・事業所意識調査を行うと共に、施策の実施状況を年次で行うことで点検します。社会経済情勢の変化や法改正などで見直しが必要な場合は適宜行います。

No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	実施 区分	担当課
55	計画の実施状況の点検・評価	○社会情勢に対応した適切な施策を効果的に進めるため、定期的に計画の実施状況を点検、評価し、状況に応じ見直しを適宜行います。	A	コミュニティ推進課
56	市民・事業所意識調査の実施	○社会情勢に対応した適切な施策を効果的に進めるため、定期的に市民・事業所意識調査を実施します。(次回、平成32年度実施)	A	コミュニティ推進課

A：継続・拡充するもの

B：新たに定めたもの

(4) 制度に対する苦情の申し出

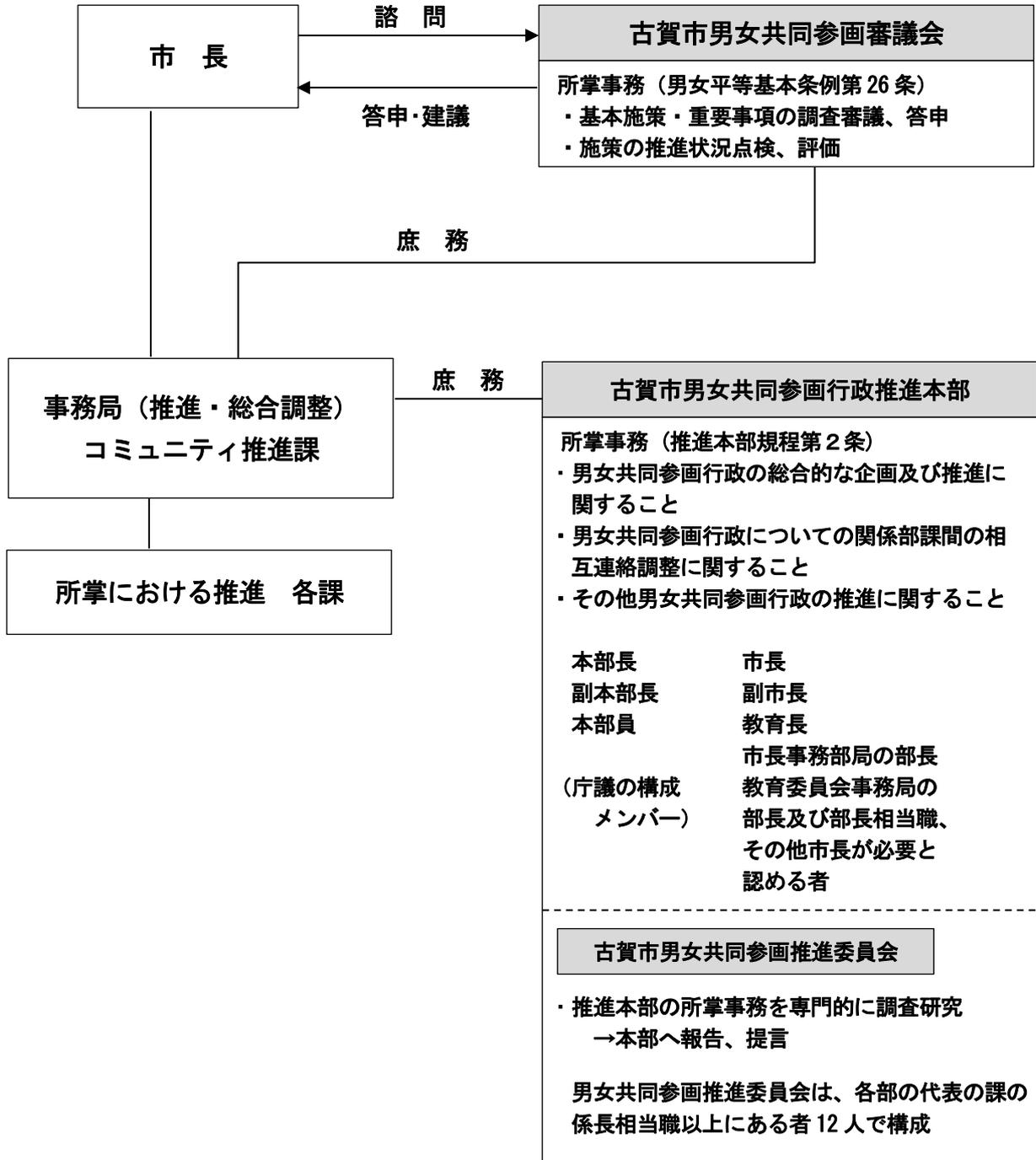
「男女平等基本条例」第23条に基づき、男女共同参画推進施策または男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められた施策に関して、市民から苦情を受けた時は必要な措置を取ります。

No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	実施 区分	担当課
57	制度に対する苦情の申し出への対応	○「男女平等基本条例」第23条の規定に基づき、広く市民からの意見を聴き、男女共同参画社会の効果的な施策を推進していきます。	A	コミュニティ推進課

A：継続・拡充するもの

B：新たに定めたもの

(5) 古賀市男女共同参画に関する推進体制





參考資料

国際婦人年以降の国内外の主な動き

年	世界	国・福岡県	古賀市
1975年 (昭和50年)	・国際婦人年 ・「国際婦人年世界会議」開催 (メキシコシティ) 「世界行動計画」採択 ・「国連婦人の10年」決定	・総理府に 「婦人問題企画推進本部」設置 「婦人問題企画推進会議」設置 「婦人問題担当室」設置	
1976年 (昭和51年)			
1977年 (昭和52年)		・「国内行動計画」策定 ・「国内行動計画前期重点目標」発表	
1978年 (昭和53年)		・県「婦人関係行政推進会議」設置 ・県「福岡県婦人問題懇話会」設置	
1979年 (昭和54年)	・第34回国連総会 「女子差別撤廃条約」採択	・県「婦人対策室」設置	
1980年 (昭和55年)	・「国連婦人の10年」中間年世界 会議開催(コペンハーゲン) 「女子差別撤廃条約」署名式	・「女子差別撤廃条約」署名 ・県「福岡県行動計画」策定	
1981年 (昭和56年)	・「女子差別撤廃条約」発効	・「国内行動計画後期重点目標」発表	
1982年 (昭和57年)		・県「福岡県行動計画」改訂	
1983年 (昭和58年)	・「国連婦人の10年」1985年世界 会議準備委員会		
1984年 (昭和59年)		・「国籍法及び戸籍法の一部を改正 する法律」公布(S60.1.1施行)	
1985年 (昭和60年)	・「国連婦人の10年」最終年世界 会議開催(ナイロビ) 「西暦2000年に向けての婦人 の地位向上のための将来戦 略」採択	・「男女雇用機会均等法」公布 ・「女子差別撤廃条約」批准・発効 ・県婦人問題懇話会「婦人の地位向上に 関する提言」提出	
1986年 (昭和61年)		・「男女雇用機会均等法」施行 ・県「婦人対策室」が「婦人対策課」へ ・県 第2次「福岡県行動計画」策定	
1987年 (昭和62年)		・「新国内行動計画」策定	
1988年 (昭和63年)		・「改正労働基準法」施行	
1989年 (平成元年)		・学習指導要領の改訂 (高等学校家庭科の男女必修等)	
1990年 (平成2年)	・国連経済社会理事会「ナイロビ将来 戦略の実施に関する第1回見直しと 評価に伴う勧告及び結論」採択		
1991年 (平成3年)		・「新国内行動計画」(第1次改定)策定 ・「育児休業法」公布 ・県「婦人関係行政推進会議」から「女性行 政推進会議」へ、「婦人問題懇話会」から 「女性政策懇話会」へ、「婦人対策課」 から「女性政策課」へ名称変更	
1992年 (平成4年)		・「育児休業法」施行	
1993年 (平成5年)	・国連総会にて「女性に対する暴力の 撤廃に関する宣言」採択		
1994年 (平成6年)	・「国際人口・開発会議」開催(カイロ) ・国連総会にて「人権教育のための国 連10年」決議(1995年～2004年)	・総理府に(総理府令一部改正) 「男女共同参画室」設置 「男女共同参画審議会」設置 「男女共同参画推進本部」設置	
1995年 (平成7年)	・第4回世界女性会議(北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択	・「育児休業法」改正 (介護休業制度の法制化)	
1996年 (平成8年)		・「男女共同参画ビジョン」答申 ・「男女共同参画2000年プラン」策定 ・県 第3次「福岡県行動計画」策定 ・県「福岡県女性総合センター」(あすばる) 開館	10月・社会教育課所管「女性問題懇話会準備 会」発足
1997年 (平成9年)		・「男女雇用機会均等法」改正	
1998年 (平成10年)			6月・「平成10年度女性問題懇話会」設置
1999年 (平成11年)		・「改正男女雇用機会均等法」施行 ・「育児・介護休業法」全面施行 ・「男女共同参画社会基本法」公布・施行	4月・企画課に「女性政策係」設置 7月・「平成11年度女性問題懇話会」設置 10月・「男女共同参画社会に関する市民意識調 査」実施

年	世界	国・福岡県	古賀市
2000年 (平成12年)	・国連特別総会「女性2000年会議」 (ニューヨーク)	・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布 ・「男女共同参画基本計画」策定	4月・「女性問題懇話会」が「男女共同参画推進懇話会」へ名称変更
2001年 (平成13年)		・内閣府に「男女共同参画会議」、「男女共同参画局」設置 ・「配偶者暴力防止法」公布・一部施行 ・県「福岡県男女共同参画推進条例」公布施行	3月・男女共同参画推進懇話会「男女共同参画社会に向けての提言」提出 5月・「古賀市男女共同参画計画策定委員会」設置
2002年 (平成14年)		・「配偶者暴力防止法」全面施行 ・県「福岡県男女共同参画計画」策定	4月・「こが女性ホットライン」開設
2003年 (平成15年)		・「次世代育成支援対策推進法」公布・一部施行	3月・「古賀市男女共同参画計画」策定 5月・「古賀市男女共同参画行政推進本部設置規程」公布
2004年 (平成16年)		・「配偶者暴力防止法」改正 (保護命令の拡充など)	12月・「古賀市男女平等をめざす基本条例」制定
2005年 (平成17年)	・第49回国連婦人の地位委員会 「北京+10」閣僚級会合(ニューヨーク)	・「次世代育成支援対策推進法」全面施行 ・「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定	4月・「古賀市男女平等をめざす基本条例」施行 ・第1回「古賀市男女共同参画審議会」開催
2006年 (平成18年)		・「男女雇用機会均等法」改正 ・県「第2次福岡県男女共同参画計画」策定 ・県「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定	10月・「男女共同参画社会に関する市民意識調査」(対象:2,000人、回答:820人)
2007年 (平成19年)		・「配偶者暴力防止法」改正 (保護命令の拡充など) ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」憲章と行動指針策定	4月・機構改革により市民部市民共働課へ所管変更 10月・「古賀市男女共同参画計画」の「後期実施計画」策定
2008年 (平成20年)		・「改正配偶者暴力防止法」施行	5月・行政区長会「あすばる」研修
2009年 (平成21年)	・女子差別撤廃委員会の最終意見公表	・「育児・介護休業法」改正(短時間勤務制度導入の義務付など)	
2010年 (平成22年)		・「男女共同参画基本計画(第3次)」閣議決定	7月・市内事業所における男女共同参画推進状況調査(対象:799社、回答:293社)
2011年 (平成23年)		・県「第2次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 ・県「第3次福岡県男女共同参画計画」策定	1月・入札参加資格申請に伴う男女共同参画推進状況調査(報告:1,802社) 4月・機構改革により総務部総務課へ所管変更 6月・男女共同参画審議会「第2次古賀市男女共同参画計画」諮問に基づき策定に向け審議、答申 12月・パブリックコメント実施
2012年 (平成24年)	・第56回国連婦人の地位委員会 「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定	2月・「第2次古賀市男女共同参画計画」策定
2013年 (平成25年)		・「配偶者暴力防止法」改正 (適用範囲の拡大) ・「日本再興戦略」の中核に『女性が輝く社会』の実現が位置づけられる	
2014年 (平成26年)	・第58回国連婦人の地位委員会 「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議	・「日本再興戦略」改訂に『女性が輝く社会』の実現が掲げられる	2月・女性大活躍推進宣言登録
2015年 (平成27年)	・第59回国連婦人の地位委員会 「北京+20」記念会合	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立 ・「男女共同参画基本計画(第4次)」閣議決定	2月・古賀市DV対策庁内ネットワーク会議設置準備会 8月・「男女共同参画に関する市民・事業所意識調査」実施 (対象:市民2,000人 回答667人 事業所:1000社、回収:311社 (内集計対象277社))
2016年 (平成28年)		・県「第3次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 ・県「第4次福岡県男女共同参画計画」策定	1月・古賀市DV対策庁内ネットワーク会議設置規程公布 4月・機構改革により総務部コミュニティ推進課へ所管変更 5月・男女共同参画審議会「第2次古賀市男女共同参画計画後期実施計画」諮問に基づき策定に向け審議開始 12月・パブリックコメント実施
2017年 (平成29年)			1月・男女共同参画審議会「第2次古賀市男女共同参画計画後期実施計画」答申 3月・「第2次古賀市男女共同参画計画後期実施計画」策定

男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)
改正 平成 11 年 7 月 16 日法律 102 号
同 11 年 12 月 22 日同 第 160 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 12 条)

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第 13 条—第 20 条)

第 3 章 男女共同参画会議(第 21 条—第 28 条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかん

がみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府

の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(以下略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正:平成二六年四月二三日法律第二八号

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等
(第二条の二・第二条の三)
- 第二章 配偶者暴力相談支援センター等
(第三条―第五条)
- 第三章 被害者の保護(第六条―第九条の二)
- 第四章 保護命令(第十条―第二十二條)
- 第五章 雑則(第二十三条―第二十八条)
- 第五章の二 補則(第二十八条の二)
- 第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き

続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その

他の援助を行うこと。

- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自らい、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴

力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあつては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあつては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるい

- ずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」

という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると

認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めること

ができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消の原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四

項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
 - 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

- 第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規

定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法 の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被

被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条 被害者 被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)

第六条第一項 配偶者又は配偶者であった者 同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者

第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項 配偶者 第二十八条の二に規定する関係にある相手

第十条第一項 離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合 第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした

者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日
- 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日法律第六十四号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体を実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議

の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときは、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省

令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法

(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情につい

て分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるもの

とする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定

する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条

の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかなる問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理の下

での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的な重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置(適当な場合には制裁を含む。)をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為

からも女子を効果的に保護することを確保すること。

- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第4条

1. 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
2. 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置(この条約に規定する措置を含む。)をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置

(立法を含む。)をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

1. 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとしないことを確保する。
2. 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における

男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画(成人向けの及び実用的な識字計画を含む。)特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報(家族計画に関する情報及び助言を含む。)を享受する機会

第11条

1. 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。)についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練(見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。)を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。)についての権利

2. 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

(b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

(c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。

(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3. この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

1. 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2. 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

1. 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2. 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対

して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件(特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件)を享受する権利

第4部

第15条

1. 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
2. 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
3. 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書(種類のいかんを問わない。)を無効とすることに同意する。
4. 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

1. 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合

意のみにより婚姻をする同一の権利

- (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
- (d) 子に関する事項についての親(婚姻をしているかないかを問わない。)としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
- (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)
- (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2. 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置(立法を含む。)がとられなければならない。

第5部

第17条

1. この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後は23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
2. 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
3. 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿(これらの者を指名した締約国名を表示した

名簿とする。)を作成し、締約国に送付する。

4. 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

5. 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、3年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

6. 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

7. 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

8. 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

9. 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

1. 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内

(b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。

2. 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

1. 委員会は、手続規則を採択する。
2. 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

1. 委員会は、第18条の規定により提出される報告

を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。

2. 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

1. 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2. 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

1. この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

2. 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。

3. この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

4. この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

1. いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた

書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。

2. 国際連合総会は、1 の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

1. この条約は、20 番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後 30 日目の日に効力を生ずる。

2. この条約は、20 番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後 30 日目の日に効力を生ずる。

第28条

1. 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。

2. この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。

3. 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

1. この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から 6 箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

2. 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1 の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において 1 の規定に拘束されない。

3. 2 の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

福岡県男女共同参画推進条例

平成十三年十月十九日

福岡県条例第四十三号

目次

- 第一章 総則(第一条—第七条)
- 第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等(第八条—第二十一条)
- 第三章 福岡県男女共同参画審議会(第二十二条)
- 第四章 雑則(第二十三条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、男女の人権が平等に尊重され、かつ、男女が責任を分かち合いながら生きがいを持って、少子高齢化等の社会経済情勢の急速な変化に対応できる活力ある地域社会を築いていくことの重要性にかんがみ、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- 三 性的言動による生活等侵害行為 性的な言動に対する相手方の対応に応じて不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害する行為をいう。

(基本理念)

第三条 男女共同参画は、次に掲げる理念を基本として推進されなければならない。

- 一 男女が性別によって差別されることなく、その人権が尊重されること。
- 二 男女が自らの意思と責任の下に、個人としてその

能力を十分に発揮する機会が確保されること。

三 男女が職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、対等な構成員として参画する機会が確保され、かつ、男女が共に責任を担うこと。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画の推進に当たっては、国、市町村、事業者及び県民と連携しつつ、自ら率先して取り組むものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、育児、介護その他の家庭における役割を果たしながら職業生活を営むことができるよう職場環境等の整備に努めなければならない。

3 事業者は、多様な経験を有する個人の能力が事業活動において発揮されることの重要性にかんがみ、育児又は介護を行うこと等を理由として退職した者が、再び雇用の場において、その能力を発揮できるよう配慮しなければならない。

(暴力的行為等の禁止)

第七条 何人も、配偶者等への暴力、性的言動による生活等侵害行為その他男女間の人権の軽視に起因する行為であって相手方に身体的又は精神的な苦痛を与える行為をしてはならない。

第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(施策に対する配慮)

第八条 県は、その実施する施策の全般にわたり、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(普及啓発等)

第九条 県は、県民及び事業者が男女共同参画につ

いての理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に向けた取組を積極的に行うことができるように、普及啓発、情報提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画の日)

第十条 県は、県民及び事業者が男女共同参画について広く理解を深め、男女共同参画に関する取組への意欲を高めるため、男女共同参画の日を設ける。

2 男女共同参画の日は、十一月の第四土曜日とする。

3 知事は、男女共同参画の日において、男女共同参画の推進に関して著しく功績のあったものを表彰することができる。

(教育及び学習の機会の提供)

第十一条 県は、県民が男女共同参画についての関心と理解を深めることができるように、必要な教育及び学習の機会を提供するものとする。

(家庭生活に関する措置)

第十二条 県は、家族を構成する男女が育児、介護その他の家庭における役割を協力して担うことができるように、情報提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(雇用の分野における措置)

第十三条 県は、事業者が第六条第二項及び第三項に規定する責務を円滑に果たすことができるように、情報提供、相談その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(暴力的行為等の防止)

第十四条 県は、第七条に規定する行為を防止するため、情報提供、相談その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市町村への協力)

第十五条 県は、市町村において、男女共同参画の推進に関する計画及び施策の策定等が円滑になされるように、情報提供その他の必要な協力を行うよう努めるものとする。

(調査研究)

第十六条 県は、男女共同参画を推進するため必要な調査研究を行うものとする。

(苦情の申出)

第十七条 知事は、県が実施する施策について、県民又は事業者から、男女共同参画に係る苦情の申出があった場合は、当該申出を適切に処理するよう努

めるものとする。

- 2 知事は、前項の規定に基づく申出があった場合において、必要と認めるときは、福岡県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(相談)

第十八条 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する行為に係る事案について、県民からの相談があった場合は、関係機関と連携して、当該相談を適切に処理するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第十九条 県は、男女共同参画の推進に必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第二十条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策についての報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(男女共同参画計画)第二十一条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 知事は、男女共同参画計画の策定に当たっては、広く県民の意見を反映させるよう努めなければならない。
- 3 知事は、男女共同参画計画の策定に当たっては、福岡県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前三項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

第三章 福岡県男女共同参画審議会

第二十二条 県に福岡県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- 一 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。
- 二 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について意見を述べること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務

- 3 審議会は、知事が任命する委員二十人以内で組織する。

- 4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満であってはならない。

- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第四章 雑則(委任)

第二十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

古賀市男女平等をめざす基本条例

平成16年12月21日
条例第18号

目次

前文
第1章 総則(第1条—第10条)
第2章 基本的施策等(第11条—第22条)
第3章 苦情等の処理(第23条・第24条)
第4章 古賀市男女共同参画審議会 (第25条—第27条)
第5章 雑則(第28条)
附則

日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、我が国の男女平等を目指す取組は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准など、国際社会における取組と連動しながら着実に進められてきました。しかし、男女の役割を性別により固定化する考え方は依然として根強く、性別に起因する差別や偏見を助長し、そのため両性の自由な生き方が阻まれるなど、真の男女平等の達成には、なお一層の努力が必要とされています。

一方、少子高齢化の進行や国内経済活動の成熟化等社会経済情勢の急激な変化に対応していく上でも、男女が、互いにその人権を尊重しつつ、共に責任を担い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題となっています。

このような中で、地方分権時代を迎え地域の特性を生かした市民参画の地方自治が求められている今、すべての市民が共に生き、共に支え合う人権尊重都市を目指し、市民と行政が将来に向かって、男性と女性が対等なパートナーシップで真の男女平等を達成することにより、さらに心豊かに暮らせるまちづくりを目指すため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者、自治会等の自治組織(以下「自治組織」という。)及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進することにより真の男女平等を達成し、もって一人一人の人権が尊重され、豊かで活力ある古賀市の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住する者、通勤する者、通学する者及び市内を活動拠点とする個人をいう。
- (4) 事業者 市内において、営利、非営利を問わず、事業活動を行う個人、法人及び団体をいう。
- (5) 教育に携わる者 学校、地域その他のあらゆる教育の場において教育に携わる者をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的又は間接的に性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個性と能力を発揮する機会が確保されること、男女間におけるあらゆる暴力が根絶されること、その他男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画社会の形成に当たっては、男女が、性別による固定的な役割分担等に基づく社会制度又は慣行によってその活動が制限されることなく、社会のあらゆる分野において自らの意思と責任の下に、多様な活動が選択できるように配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画社会の形成は、男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画社会の形成は、男女の生涯にわたる性と生殖に係る健康に関し、男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画社会の形成に当たっては、教育の果

たす役割の重要性にかんがみ、あらゆる教育の場において、男女共同参画社会を実現する教育が行われるよう配慮されなければならない。

- 7 男女共同参画社会の形成は、その推進が国際社会の取組と密接な関係を有していることに配慮して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な政策と位置付け、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。)を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、その実施する施策の全般にわたり、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。
- 3 市は、男女共同参画推進施策を実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民、事業者、自治組織及び教育に携わる者(以下「市民等」という。)と協力して実施しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に理解を深め、主体的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動が男女共同参画社会の形成の促進に重要な役割を果たすことを認識し、基本理念にのっとり、男女が対等に参画する機会を確保し個人の能力を適性に評価するよう努めるとともに、職業生活と家庭生活とを両立して行うことができる職場環境の整備に努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(自治組織の責務)

第7条 自治組織は、地域活動を行うに当たって、基本理念にのっとり、積極的に男女共同参画を推進するとともに、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第8条 男女共同参画社会の形成に果たす教育の役割の重要性にかんがみ、教育に携わる者は、あらゆる教育の場において、基本理念にのっとり教育を行うとともに、市が実施する男女共同参画推進施策

に協力するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害行為の禁止)

第9条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、性的な言動により他人を不快にさせる行為、配偶者等に対して身体的又は精神的な苦痛を与える行為その他の性別の違いを背景とした人権侵害(以下「性別による人権侵害」という。)を行ってはならない。

(市民に発信する情報への配慮)

第10条 何人も、広く市民に発信する情報において、男女の固定的な役割分担、性別による人権侵害及び女性に対する暴力等を助長するような表現並びに過度の性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

第2章 基本的施策等

(古賀市男女共同参画計画)

第11条 市長は、男女共同参画推進施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市の男女共同参画推進施策に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定するものとする。

- 2 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ古賀市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。
- 3 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、速やかに、これを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(年次報告)

第12条 市長は、毎年1回、男女共同参画推進施策の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(調査研究)

第13条 市は、男女共同参画推進施策を推進するため、市民の意識の把握その他の必要な調査研究を行うものとする。

(市における男女共同参画の推進のための取組)

第14条 市は、男女共同参画を促進するため、次に掲げる取組を推進するものとする。

- (1) 市長その他の執行機関の附属機関として設置する審議会等の委員を委嘱し、又は任命するときは、男女の委員の数について、一方の性に偏らないように努めること。
- (2) 性別によらない職員の能力及び意欲に応じた登用に努めること。
- (3) 性別にかかわらず職員が、子の養育及び家族

の介護等の家族的責任を果たすことができる職場環境づくりを積極的に行うこと。

(施策の推進体制の整備等)

第 15 条 市は、執行機関の相互の連携により、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するための体制を整備するものとする。

2 市は、男女共同参画推進施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講じるものとする。

(拠点の整備)

第 16 条 市は、男女共同参画推進施策の実施及び市民等による男女共同参画の取組を支援するため、必要な拠点の整備に努めるものとする。

(出資団体等への推進措置)

第 17 条 市長は、市が出資し、又は財政上の助成をしている団体に対し、必要があると認めるときは、男女共同参画の推進に関し、適切な措置を講ずるよう求めることができる。

(市民等の表彰)

第 18 条 市長は、男女共同参画社会の形成に関する取組の普及を図るため、当該取組を積極的に行う市民等の表彰を行うことができる。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(市民等の理解を深めるための措置)

第 19 条 市は、基本理念に関する市民等の理解を深めるため、必要な情報及び学習の機会を提供するものとする。

(参画を推進する活動への支援)

第 20 条 市は、市民等が行う男女共同参画社会の形成の促進に向けた活動に対し、それらの主体性に留意して、情報提供等必要な支援を行うよう努めるものとする。

(家庭生活における活動と他の活動の両立支援)

第 21 条 市は、男女が共に、子の養育及び家族の介護等の家庭生活における活動と、当該活動以外の活動を行うことができるよう必要な支援を行うものとする。

(自営業における男女共同参画)

第 22 条 市は、個人で営む事業にその家族が従事している場合において、男女が、生産、経営、その他これに関連する活動において、対等な構成員としてその能力を十分発揮し、適正な評価を受けることができるように、情報提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

第3章 苦情等の処理

(施策に対する苦情の処理)

第 23 条 市長は、男女共同参画推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民等から苦情の申出を受けたときには、苦情の処理のための必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の申出への措置に当たり、古賀市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(相談の申出への対応)

第 24 条 市長は、男女共同参画の推進を阻害する要因となる性別による人権侵害に関し、市民及び事業者から相談の申出を受けたときは、関係機関と連携を図り、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 古賀市男女共同参画審議会

(設置)

第 25 条 市長の附属機関として、古賀市男女共同参画審議会(以下この章において「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 26 条 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 市長の諮問に応じて、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議し、答申すること。
- (2) 男女共同参画計画に基づき市が実施する施策の推進状況を点検、評価すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関し、必要な事項について意見を述べること。

(組織等)

- 第 27 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。
- 2 委員は、男女共同参画社会の形成に関し識見を有する者、公共的団体等の構成員及び市内に住所を有する者のうちから、市長が委嘱する。ただし、男女のいずれの委員の数も、委員の総数の 10 分の 4 を下回らないものとする。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

第5章 雑則

(委任)

第 28 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において市長が規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に策定されている男女共同参画の推進に関する計画であつて、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るためのものは、第11条第1項の規定により策定された男女共同参画計画とみなす。

(古賀市特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部改正)

- 3 古賀市特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例(昭和37年条例第4号)の一部を次のように改正する。

〔省略〕

古賀市男女共同参画行政推進本部設置規程

平成15年5月20日

／訓令第8号／教育委員会訓令第6号／

改正

平成15年11月26日訓令第10号・教委訓令第8号／

平成17年7月29日訓令第8号・教委訓令第6号／

平成19年3月30日訓令第5号・教委訓令第3号／

平成23年3月31日訓令第9号・教委訓令第7号／

平成28年3月31日訓令第6号・教委訓令第4号／

(設置)

第1条 本市の女性問題の解決と男女共同参画社会の実現を目指す施策の基本的方向を示した古賀市男女共同参画計画を効果的かつ計画的に推進するため、古賀市男女共同参画行政推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 男女共同参画行政の総合的な企画及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画行政についての関係部課間の相互連絡調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画行政の推進に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長には市長を、副本部長には総務部担当副市長を、本部員には別表第1に掲げる者をもって充てる。

(改正(平23訓令第9号・教委訓令第7号))

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、本部を代表し、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、必要に応じて、本部長が招集し、主宰する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者の出席を求めることができる。

(推進委員会)

第6条 第2条各号に掲げる事項を専門的に調査研究させるため、本部に推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、別表第2に掲げる課に所属する職員のうち

ちから、市長が任命する職員若干名をもって組織する。

- 3 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 4 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第7条 本部及び委員会の庶務は、総務部コミュニティ推進課において処理する。

(改正(平 28 訓令第 6 号・教委訓令第 4 号))

(補則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、本部及び委員会の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 15 年 11 月 26 日訓令第 10 号・教委訓令第 8 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 7 月 29 日訓令第 8 号・教委訓令第 6 号)抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日訓令第 5 号・教委訓令第 3 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日訓令第 9 号・教委訓令第 7 号)

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日訓令第 7 号・教委訓令第 4 号)

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日訓令第 6 号・教委訓令第 4 号)

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1(第3条関係)

(改正(平 28 訓令第 6 号・教委訓令第 4 号))

副本部長以外の副市長 教育長 市長事務部局の部長、教育委員会事務局の部長 及び部長相当職、その他市長が必要と認める者

別表第2(第6条関係)

(改正(平 28 訓令第 6 号・教委訓令第 4 号))

総務課、人事課、経営企画課、市民国保課、 人権センター、福祉課、子育て支援課、 農林振興課、下水道課、教育総務課、 学校教育課、生涯学習推進課
--

古賀市男女共同参画リーダー養成事業補助金交付要綱

平成19年7月3日
告示第99号

(目的)

第1条 この要綱は、男女共同参画社会の確立を目指し、国や県などが実施する各種研修事業のうち、次条に掲げる補助対象事業に参加する者に対し、古賀市男女共同参画リーダー養成事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するにあたり、基本的事項を定め、その適正な執行を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 福岡県女性研修の翼参加事業
- (2) 日本女性会議参加事業
- (3) その他市長が特に認める事業

(補助金額)

第3条 補助対象事業に係る1人あたりの補助金の額は、30,000円を上限とし、旅費に参加負担金を加えた額とする。

2 前項に規定する旅費の額は、古賀市一般職の職員に支給する旅費の例による。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付申請をしようとする者は、古賀市補助金交付規則(昭和46年規則第2号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、申請書を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、速やかに交付の決定をし、規則第7条の規定に基づき、申請者に補助金の交付決定の通知をするものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第6条 市長は、補助金の交付決定をした場合において、天災地変その他当該交付決定後に生じた事情の変更により、補助金を交付することができなくなった場合は、当該交付決定を取り消すことができる。

2 前条の規定は、前項の取消しをした場合について準用する。

(補助金の交付)

第7条 市長は、第5条の規定により補助金の交付決定をしたときは、決定後速やかに規則第16条の規定に基づき、補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、規則第13条の規定に基づき、実績報告書を市長に提出しなければならない。

(補助金の確定等)

第9条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、規則第14条の規定に基づき、交付決定者に補助金の確定通知をするものとする。

2 前項の場合において、市長は、確定した額が既に交付した額を超えるときには、交付決定者に確定した額に対する不足額を交付し、確定した額が既に交付した額に満たないときには、期限を定めて交付決定者からその満たない額を返還させなければならない。

(補助金の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けた者があるときは、その者から既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

28古コ推第143号

平成28年 6月2日

古賀市男女共同参画審議会

会長 倉 富 史 枝 様

古賀市長 中 村 隆 象

「第2次古賀市男女共同参画計画 後期実施計画」の策定について(諮問)

古賀市は「古賀市男女平等をめざす基本条例」に基づき、性別にかかわらず、その個性と能力が十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めています。

本年度は「第2次古賀市男女共同参画計画（平成24年度～平成33年度）」の前期計画の最終年となります。社会情勢の変化と、昨年実施した「古賀市市民・事業所意識調査」の結果を踏まえ、より実効性のある施策を計画的に推進できるよう、計画の見直しを行います。

つきましては、「古賀市男女平等をめざす基本条例」第11条の規定に基づき、「第2次古賀市男女共同参画計画 後期実施計画」の策定にあたり、貴審議会に諮問します。

平成29年1月30日

古賀市長 中村 隆象 様

古賀市男女共同参画審議会
会 長 倉 富 史 枝

「第2次古賀市男女共同参画計画後期実施計画（素案）」について（答申）

「古賀市男女平等をめざす基本条例」第11条第2項の規定に基づき、平成28年6月2日付28古コ推143号で諮問のあった「第2次古賀市男女共同参画計画後期実施計画」について、当審議会において、本市の現状と課題を踏まえた積極的かつ慎重なる審議を行いました。その結果、「第2次古賀市男女共同参画計画後期実施計画（素案）」をまとめたので、別紙のとおり答申いたします。

記

○第2次古賀市男女共同参画計画後期実施計画（素案）について 別紙のとおり

平成 28 年度 古賀市男女共同参画審議会 審議経過

番号	開催日	審 議 内 容
1	4月 28 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱書交付 ・平成 28 年度審議会所掌事務について ・平成 28 年度「標語(一行詩)」選定について ・平成 28 年度男女共同参画表彰について ・古賀市市民・事業所意識調査結果について ・第2次古賀市男女共同参画計画後期実施計画について ・平成 28 年度古賀市男女共同参画計画実施状況報告 (27 年度分)の評価意見について
2	6月 2日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次古賀市男女共同参画計画後期実施計画諮問 ・第2次古賀市男女共同参画計画後期実施計画策定方針について ・古賀市市民・事業所意識調査について ・平成 28 年度古賀市男女共同参画計画実施状況報告 (27 年度分)について
3	7月 26 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度 重点施策における点検・評価について (平成 27 年度事業分) ・第2次古賀市男女共同参画計画後期実施計画(骨子案)について
4	9月 30 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次古賀市男女共同参画計画後期実施計画(素案)について
5	10月 11 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次古賀市男女共同参画計画後期実施計画(素案)について
6	1月 30 日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・日本女性会議 IN 秋田の報告について ・第2次古賀市男女共同参画計画後期実施計画(素案)について ・第2次古賀市男女共同参画計画後期実施計画(素案)答申

古賀市男女共同参画審議会委員名簿

任期：平成 27 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日（敬称略）

役 職	氏 名	所 属
会 長	くらとみ ふみえ 倉 富 史 枝	識見を有する者
副会長	ふじもと よしひろ 藤 本 芳 博	公共的団体等構成員(市商工会)
委 員	さかい としふみ 阪 井 俊 文	識見を有する者
委 員	おがわ しゅうじ 小 河 修 次	公共的団体等構成員(自治会関係)
委 員	まつお かずえ 松 尾 和 枝	公共的団体等構成員(教育関係)
委 員	ながさき りゅうじ 長 崎 隆 児	公共的団体等構成員(農業関係)
委 員	いわお よりこ 岩 尾 より子	市民(推薦)
委 員	まつもと まさとし 松 本 正 敏	市民(推薦)
委 員	いいお みどり 飯 尾 みどり	市民(公募)
委 員	ふるかわ ますみ 古 川 真 澄	市民(公募)

用語解説

エンパワーメント

「力をつけること」をいいます。(とくに、他者に行使する権力ではなく、自分で何かを行うことができるようにする力を目指して、この用語が用いられます。)この計画では、女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と権力をもち、社会的・経済的・政治的な意思決定過程に参画することを意味します。

家族経営協定

家族経営が中心の我が国の農業において、家族一人ひとりの役割と責任を明確にし、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするため、農業経営を担っている家族の皆が話し合って農業経営の方針、労働報酬、休日・労働時間、経営移譲等について文書で取り決めるものです。家族経営協定を締結することにより、家族の間に新しい信頼関係が生まれ、経営におけるそれぞれの役割分担や位置付けが明確になります。

固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭・育児」というように、家庭や職場のあらゆるライフステージにおいて、男性と女性では異なった役割が固定的に与えられ、その役割の遂行を期待する意識のことをいいます。

社会的性別（ジェンダー）

生物学的な男女の違いをセックスというのに対し、社会的・文化的に作り上げられた性差を社会的性別（ジェンダー）といいます。「男らしさ、女らしさ」など、人々の意識の中に根付いた後天的な性差のことで、その固定的な性差から自由になることをジェンダー・フリーといいます。

女性人財リスト

審議会、委員会等における女性の登用を推進するため、古賀市で活躍している女性を募集しリストアップしたものです。なお、リストを財産として大切にしていきたいとの想いから、「人材」ではなく「人財」という言葉を使い、「女性人財リスト」と名づけています。

ジェンダー・ギャップ指数（GGI）

スイスのジュネーブに本部を置く民間の非営利財団「世界経済フォーラム(World Economic Forum)」は、毎年、世界各国・地域の男女の格差を示した「ジェンダー・ギャップ指数(GGI: Gender Gap Index)」を公表しています。この指数は既存のジェンダー・エンパワーメント指数(GEM)のように女性の教育、社会進出などの達成レベルを示すのではなく、男女の格差に焦点を当てています。指数は経済、教育、保健、政治の4つの分野を対象としています。経済では、労働人口、賃金、管理職、専門職などの男女比、教育では、識字率と初等教育、中等教育および高等教育の就学率の男女比、保健では、平均寿命と出生時の男女比、政治では、議会議員、閣僚などの人数の男女比をもとに計算され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しています。

平成28(2016)年、日本は144カ国中111位で、特に政治及び経済分野における男女の格差が大きいため、低い順となっています。

ジェンダー・ギャップ指数(各国の順位と数値)

順位	国名	値
1	アイスランド	0.874
2	フィンランド	0.845
3	ノルウェー	0.842
4	スウェーデン	0.815
5	ルワンダ	0.800
6	アイルランド	0.797
7	フィリピン	0.786
8	スロベニア	0.786
9	ニュージーランド	0.781
10	ニカラグア	0.780
11	スイス	0.776

16	オランダ	0.756
17	フランス	0.755
18	ラトビア共和国	0.755

111	日本	0.660
-----	----	-------

セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

相手の意に反する性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって仕事を遂行する上で一定の不利益を与えたり、または、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させることをいいます。昇進など労働条件と引き換えに迫る「対価型」と、卑猥な言葉を浴びせるなどして就業環境を害する「環境型」に分類されます。

ドメスティック・バイオレンス（DV）、デートDV

家庭内暴力の中でも特に、夫、婚約者、離婚した夫、別れた恋人、同棲相手などが、身体的、心理的、経済的、性的なあらゆる暴力を複合的に継続して振るまい、女性の心身を支配し恐怖を抱かせる行為をいいます。また、男性が被害者となる場合も発生しています。特に交際中に恋人から受ける同様の暴力をデートDVと称します。

「202030」

国は、第1次男女共同参画基本計画策定後の平成15（2003）年に会議決定を行い、「社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が2020年までに少なくとも30%程度になることを期待し、」としており、各分野における自主的な取組が進められることを奨励しています。平成17（2005）年の第2次の基本計画では、重点事項として掲げ、「各分野における取組を促進する」としました。平成22（2010）年の第3次の基本計画では、今後取り組むべき喫緊の課題として、実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進を掲げ、その中で「2020年30%」の目標達成に向けて、取組の強化・加速が不可欠であるとしています。

パワー・ハラスメント（パワハラ）

職場等において、職務上の地位や影響力等の権力（パワー）に基づいて、相手の人格や尊厳を侵害する言動を行うことにより、その人や周囲の人に身体的・精神的な苦痛を与え、就業環境を悪化させる、または雇用不安を与える行為のことをいいます。セクハラも広義のパワハラに含まれると考えられます。

メディアリテラシー

メディアによる情報を一方的に受け取るのではなく、情報の背後にある固定観念や偏見、情報を発信する側の隠れた意図を読み解く能力のことをいいます。さまざまな情報影響力から自分を守る手段となります。その基本は、メディアの伝えている内容が「ありのままの現実」ではなく、社会的に構成されたものであることに気づく点にあります。マス・メディアの送り出す情報は、男性の送り手（編集者や番組制作者）による男性の視点からの内容である場合が多く、女性問題が「見えない問題」になっているのもこうした状況と関わっているからだと思われます。メディアの健全な発達のためには、批判的な読者・視聴者の目にさらされることが不可欠であることから、国民のメディアリテラシーの向上を図ることが必要です。

ワーク・ライフ・バランス

職場中心のライフスタイルを見直し、仕事と私生活（家庭生活、地域活動など）を調和することで、仕事の能率をアップさせ、家族の絆を高めたり、趣味やスキルアップのための勉強など、その両方を充実させて相乗効果を高めようという考え方です。少子高齢化への対応や、生涯学習、ボランティア活動の面からもその推進が求められています。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

「性と生殖に関する健康／権利」のことをいいます。平成6（1994）年カイロで開催された国際人口・開発会議において提唱されました。「リプロダクティブ・ヘルス」はライフサイクルを通じて、個人、特に女性の健康（妊娠、出産、中絶に関わる女性の生命の安全など）の自己決定を保障する考え方で、「リプロダクティブ・ライツ」はそれをすべての人々の人権として位置付ける理念です。

第2次古賀市男女共同参画計画
後期実施計画

平成29年3月

発行：古賀市
編集：総務部コミュニティ推進課
所在地：〒811-3192 福岡県古賀市駅東1丁目1-1
TEL：092-942-1260
FAX：092-942-1291
E-mail：danjo@city.koga.fukuoka.jp



第2次古賀市男女共同参画計画
後期実施計画